

令和2年（2020年）産業連関表 作成手順 （2024年6月版）

総務省政策統括官室

本資料は、令和2年（2020年）産業連関表作成基本要綱を踏まえ、産業連関表作成担当者の作業を進める上でのマニュアルとして、産業連関表作成府省庁の了解を得て総務省が作成したものである。

令和2年表は、SUT体系移行、計数調整作業の見直し等を図っており平成27年表から大きく見直している。実際の推計作業の中で本内容の見直しも進めたことから、本資料は、従来は部局長会議決定等による基本要綱に含まれていたところ、総務省がとりまとめたものとなっている。また、内容については今後も変更される場合があるため「2024年6月版」といったような記載をしている。

目 次

1	産業連関表の作成手順及び作業内容の概要	1
2	基本方針の決定等.....	3
3	基本要綱の決定	4
4	基礎資料の収集・整備	7
5	計数の推計・調整.....	12
付1	供給表の推計方法について	13
付2	使用表・産業連関表の推計方法について	19
6	各種係数表等の作成	55
7	各種付帯表の作成.....	58
8	推計結果の公表	62

令和2年表を作成するに当たっての作成手順及び作業内容について、その概要を段階ごとに記載している。なお、本内容は、SUT体系移行に関連するため、その点も触れている。

1 産業連関表の作成手順及び作業内容の概要

産業連関表の作成作業は、以下の①～⑦に示す手順で行う。

- ① 基本方針の決定
- ② 基本要綱（部門分類の設定を含む。）の決定
- ③ 推計を行うための基礎資料の収集・整備
- ④ 計数の推計・調整
- ⑤ 各種係数表の作成
- ⑥ 各種付帯表の作成
- ⑦ 推計結果の公表

また、産業連関表として作成する様々な統計表のうち、最も基本となる「取引基本表」については、図 1に示す手順により、「生産物×アクティビティ（生産物）」の表を作成する。

産業連関表の作成に当たっては、推計に用いる資料が膨大であり、また、作業内容が広範多岐にわたるため、従前から、関係府省庁の共同事業として実施するとともに、対象年次前から段階的に作業を始めており、産業連関表の公表までに対象年次から5年にわたっている。なお、令和2年表の作成に当たっては、対象年次前からSUT体系への移行も検討している。

2 基本方針の決定等

基本方針とは、産業連関表の作成作業を開始するに当たり、どのような内容の産業連関表を、どのような作業体制及び手順で、いつまでに作成するのか、また、その際の重要な検討事項は何かといった基本的な設計を定めるものである。

令和2年表では、基本方針の決定に先立ち、供給・使用表体系移行のため基本構成の大枠を決定している。

(1) 基本方針の構成

基本方針は、おおむね、次の事項で構成している。

- ① 作成目的
- ② 事業の実施体制
- ③ 事業の内容
- ④ 作成上の留意点及び主な検討事項等
- ⑤ 作業スケジュール

(2) 令和2年表に係る基本方針の検討及び概要

ア 令和2年表に係る基本方針は、令和元年度から各種課題の検討・調整を開始し、各府省庁の持ち回り決裁（了解）により、令和2年8月19日付けで産業連関部局長会議決定を行った。

イ 基本方針の具体的な内容としては、まず、令和2年表を作成する上での基本認識として、

- ・ 産業連関表を取り巻く社会・経済状況の変化や諸課題に適切に対応すること
- ・ 今回の産業連関表においてサービス分野のSUT体系への移行を円滑に行うことを明確にしている。

その上で、主な検討課題として、

- ① 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「基本計画」という。）に掲げられた課題への対応

- ② 2008SNA¹、サービス分野の生産物分類の策定等に伴う課題への対応

を掲げている。

なお、事業の実施体制については、前回は踏襲することとしている。

ウ 令和2年表については、SUT体系移行の方針を定めるものとして、「基準年SUT・産業連関表及び中間年SUTに係る基本構成の大枠」（令和元年6月20日産業連関表作成府省庁・内閣府）を決定している。

¹ 国際連合が1993年及び2009年に勧告した国民経済計算の体系をいう。以下同じ。

3 基本要綱の決定

基本要綱とは、基本方針で示された産業連関表作成上の基本的な設計を詳細化するものであり、部門の設定及び各部門の概念・定義・範囲についても明らかにする。
また、基本要綱の決定後、具体的な推計作業による変更も反映して、統計法第26条に基づき、総務大臣に対して、産業連関表の作成方法についての通知を行う。

(1) 基本要綱の構成

基本要綱は、「産業連関表の作成の基本」と「産業連関表における部門分類」から構成し、おおむね、作成対象年次から数えて3年度目の夏頃までに取りまとめるべく検討を行う。

(2) 基本要綱の決定

基本要綱の案は、産業連関幹事会において基本的な検討を行いつつ、技術的・専門的な見地から特に検討を要する事項については、随時、産業連関技術会議の助言を得ながら作成する。その後、産業連関部局長会議により決定する。

令和2年表の基本要綱においては、従来から内容等を見直し、各府省庁の持ち回り決裁（了解）により決定（令和4年10月）した。

具体的な内容は、SUT体系移行に関して、SUTの基本設計、取引基本表も含めた推計方針及びSUTの部門設定を記載するとともに、従来の基本要綱に含めていた作成方法の基本的なマニュアルについては、各府省庁の了解を得て総務省が作成する基本要綱と別の文書とした。また、産業連関表の基礎理論については産業連関表の公表後に作成する報告書に同様の内容があることから削除することとした。

(3) 部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲の検討

ア 部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲の基本的な考え方

産業連関表作成の基礎資料となる各種統計は、それぞれ異なった分類により作成されていることが多く、統一的な考え方による分類を行うことが必要であり、国内生産額や投入額等の推計、計数調整等の作業は、この部門分類に従って行う。このため、基本要綱の作成に当たっては、部門分類の設定及び各部門の概念・定義・範囲の明確化が大きな柱となっており、部門が多数にわたることから、産業連関表作成の都度、検討に多くの時間を要している。

また、SUT体系移行に伴い、SUTの部門分類との関係整理も必要である。特にSUTでは、生産物以外に産業の部門も必要である。また、統計委員会の議論を踏まえ、基礎資料の精度と利活用の観点から産業・生産物それぞれに公表部門と作業部門を設けている。なお、産業連関表とSUTの部門の関係は、産業連関表は詳細な利活用も見込まれていることから、SUTの作業部門に相当する基本分類により公表する。

SUTの産業（列）は、従来の産業連関表の付帯表である産業別商品産出表（V表）の部門を踏襲しつつ、サービスに係る産業部門を従来のV表の産業部門よりも詳細化する。生産物（行）は、財分野は産業連関表の行の分類を踏襲し、サービス分野は生

産物分類を基本とする。取引基本表では、サービス分野の生産物を反映したものとし、財分野は、既存の分類を踏襲する。

イ 令和2年表における部門分類の基準等

産業連関表の部門分類の設定は、SUTの部門分類等の見直しを踏まえつつ、平成27年表と同様に、生産活動単位（いわゆるアクティビティ・ベース）による分類を原則とし、次に掲げる基準を総合的に勘案して行った。

ただし、行部門の基本分類においては、近年サービス分野がその重要度を高めていることに鑑み、財分野の部門の統合を図った。その際、産業連関分析等の利活用上の利便性等の観点から、1つの列部門に対応する行部門が複数に分割されている部門を中心として、各部門の国内生産額やその変化のすう勢、屑・副産物の推計との関係、基礎資料の状況、全体の部門数等を勘案して、統合する部門を選定した（なお、計数の推計及び調整の過程では作業効率や精度確保等のために適宜作業用の区分（平成27年表の行基本分類に相当）を用いて作業を行った。）²。

(ア) 投入構造の類似性

(イ) 産出構造の類似性

(ウ) 国内生産額又は総需要額の大きさ

a 列の国内生産額及び行の総需要額が増加して、1兆円以上となった場合には新設の対象とするが、1兆円未満であっても将来的に著しく増加することが予想される場合には新設の対象とする。

b 当該部門の列の国内生産額及び行の総需要額が増加し、5兆円以上になった場合には、原則として分割の対象とする。

c 既に設けられている部門について、列の国内生産額及び行の総需要額が減少して、各々1000億円未満となった場合には、原則として類似の既存部門に統合する。

(エ) 日本標準産業分類及び国際標準産業分類との整合性

(オ) 1993SNA及び2008SNAへの対応に関する検討状況

(カ) 細品目分類（いわゆる10桁品目。）での単価の類似性

(キ) 時系列性

(ク) 推計基礎資料の整備状況

ウ 令和2年表における主な検討内容

令和2年表では、基本計画関連事項やSNAとの整合性など様々な検討を行っている。まず、SUT体系移行を踏まえた部門設計・推計方法の見直しやサービス分野のSUTの推計方法の構築、さらに推計基礎資料の一つであるサービス産業・非営利団体等調査（産業連関構造調査の一つ）の見直しを進めた。

また、作業の効率化の観点からの利用する統計の見直しや特に事務負担が大きい計数調整作業の検討を行うとともに、消費税等に関連する部門や基本価格表示の検討を行った。さらに、娯楽・文学・芸術作品の原本の総固定資本形成としての計上やリース区分に応じた計上の検討を行い、部門分類の設定、部門別概念・定義・範囲につ

² 後の節で引用する。

いても検討を行った。

(4) 統計法第26条に基づく作成方法の通知

調査統計以外の統計（いわゆる加工統計及び業務統計）が「基幹統計」として指定された際に、統計法（平成19年法律第53号。以下「統計法」という。）第26条3に基づき、当該統計の作成方法について、「あらかじめ」（具体的には、作成方法が決まり次第速やかに）総務大臣に通知しなければならないこととされている。

産業連関表についても、令和2年表の具体的な作成方法は、基本的に基本要綱の策定により定まる。ただし、推計作業に入ってからの見直しも過去もされており、総務大臣への通知は、この基本要綱の確定後、推計作業の進捗を踏まえて令和6年4月に行った。

なお、統計法では、既に通知した作成方法を変更する場合にも総務大臣への通知を求めており、前回表の作成に際して通知した作成方法を変更するものとして総務大臣への通知が必要となる⁴。

³ 統計法（平成19年法律第53号）（抄）

（基幹統計の作成方法の通知等）

第二十六条 行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成の方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならない。当該作成の方法を変更しようとするとき（政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。）も、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定による通知があった基幹統計の作成の方法を改善する必要があると認めるときは、当該行政機関の長に意見を述べることができる。

3 総務大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

⁴ 統計法第26条では、「政令で定める軽微な変更」の場合には、総務大臣に通知する必要がない旨が規定されている。この「政令で定める軽微な変更」については、統計法施行令（平成20年政令第334号）第9条において、以下の内容のものが規定されているが、これらは、専ら形式的・他律的なものであり、産業連関表作成の都度行う部門分類の設定や、推計資料及び推計方法などの見直しは、これらには該当しないと考えられる。

① 基幹統計で使用用語の変更であって、法令の制定又は改廃に伴うもの

② 統計基準の変更に伴い当然必要とされる作成の方法の変更

③ 災害の発生に伴う基幹統計の作成周期の変更

④ 前三号に掲げるもののほか、作成する基幹統計の実質的な内容に影響を及ぼさない作成の方法の変更

4 基礎資料の収集・整備

産業連関表は、国内の全産業で1年間に行われた全ての生産活動及び取引を対象にする加工統計であり、幅広い分野から資料を体系的に収集・整備し、推計作業に利用する。基礎資料の収集・整備は、おおまかには、次のように区分される。

- ① 既存資料（既存の統計調査結果、行政記録情報、業界資料）の収集・整備
- ② 産業連関構造調査（投入調査等）の実施
- ③ 業界団体や個々の事業者に対するヒアリング

(1) 総論

産業連関表の推計に必要とされる基礎資料の収集・整備については、収集すべき資料の種類と範囲、利用上の問題点などの検討を、部門の概念・定義・範囲及び推計方法の検討と並行して行うとともに、資料が不備な分野については、その対応方を検討する必要がある。

このため、各府省庁が行っている既存の統計調査の結果に加え、行政記録情報や業界資料など、利用可能な資料の収集を行う。このほか、これら既存の資料では情報が不足する分野については、「産業連関構造調査」⁵（投入調査等）を行うほか、必要に応じて、業界団体や個々の事業者に対するヒアリングなども行う。

このうち、「産業連関構造調査」については、予算⁶や実施体制面の整備が必要になるほか、統計法に基づき、事前に総務大臣の承認が必要とされる。

基礎資料の収集・整備は、各府省庁が、それぞれの担当部門について独自に行うことを基本とするが、次の①及び②に掲げる府省庁横断的な事項について、総務省（政策統括官室。以下、特段の記載をしない場合は同様とする。）が行う。

- ① 既存資料の収集・整備の一環として、「貿易統計」及び「経済センサス - 活動調査」に関する組替集計を実施
- ② 産業連関構造調査のうち、「サービス産業・非営利団体等調査」、「企業の管理活動等に関する実態調査」を実施（なお、「サービス産業・非営利団体等調査」は今般のSUT体系移行により大きく見直した。）

(2) 既存資料の収集・整備

ア 既存資料の収集・整備は、各府省庁とも、基本的に、作成対象年次から起算して3年度目までに順次行う。収集する資料は広範多岐にわたるが、主なものとしては、経済センサス - 活動調査の結果のほか、「平成27年（2015年）産業連関表総合解説編」第2部第3章第2節の「表3-3 平成27年表作成のために収集した主な資料」に掲げられているものが挙げられる。

これら基礎資料を扱う際には、次の点に留意する必要がある。

⁵ 平成17年表の作成時までは、「産業連関表作成のための特別調査」と総称していたが、平成23年表から「産業連関構造調査」と総称している。

⁶ 産業連関構造調査を実施するためには、実施年度の前年度に予算要求関係事務が必要となる。具体的には、調査を実施する府省庁は、5月～6月にかけて、総務省に要求額を提示し、総務省は、それらを取りまとめ、一括して、財務省に要求を行う。

- ① 産業連関表の作成対象期間は暦年（1月～12月）であるが、既存資料の中には年度（4月～翌年3月）のものも多く、暦年のデータに換算する必要がある。
- ② 既存資料の中には、調査の実施周期等の関係から、産業連関表の作成対象年次のデータが得られないものがあり、作成対象年次のデータに換算する必要がある。

イ 既存資料の組替集計

既存資料で用いられている分類が、産業連関表の部門分類と一致しない場合が少なくない。このため、既存資料のデータについて、「部門別概念・定義・範囲」を参照しながら、産業連関表の部門分類に一致するように組み替える必要がある。

(ア) 総務省が実施するもの

総務省では、各府省庁の推計に共通的に利用されるものとして、貿易統計の組替集計（関税に関する組替集計についても、この中で一括して行う）を実施している。

また、平成17年表までのサービス業基本調査及び工業統計調査の組替集計に代えて、平成23年表以降は、経済センサス-活動調査のデータ（以下「経済センサスデータ」という。紛れがない場合は単に「経済センサス」という。）の組替集計を実施した。

令和2年表においても、同様の2種類の組替集計を行う。これらの組替集計の大まかな流れは、以下の表のとおりである。

なお、経済センサスデータの組替集計については、平成27年表と同様に、独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）に委託している。

[貿易統計の組替集計の流れ]

作 業 内 容
財務省から、貿易統計のデータを入手
公益財団法人日本関税協会から、「日本貿易月表商品ネームデータ」を購入
平成27年表の基本分類と令和2年表の基本分類とのコンバータを作成 令和2年表の基本分類と令和2年貿易統計品目分類のコンバータを作成
経済産業省から、令和元年延長表（平成27年基準）の作成時に整備した「基本分類と令和2年貿易統計品目分類のコンバータ」を入手
総務省政策統括官室で組替集計の実施等

[経済センサスデータの組替集計の流れ]

統計センターに対する作業内容	経済センサス - 活動調査実施部局 に対する作業内容
組替集計の仕様作成	
同仕様の統計センターへの説明	
	統計法第33条第1号に基づき、経済センサスデータの提供申出 ⁷
統計センターにおいて組替集計のプログラムを開発	
	経済センサスデータを入手
統計センターにおいて組替集計の実施	
組替集計結果の受領等	

(4) 各府省庁がそれぞれに実施するもの

各府省庁が独自に行う組替集計についても、①コンバータの作成、②データの入手、③組替集計の実施といった作業内容は同様であるが、入手するデータが国の統計調査の場合、経済センサスデータを利用する場合と同様、調査実施機関に対する手続が必要となる。

(3) 産業連関構造調査の実施

ア 全ての財・サービスの取引を網羅する産業連関表を作成するためには、既存資料だけでは不十分である。特に、生産物ごとの費用構成（投入）及び販路構成（産出）のデータが少ない。そこで、各府省庁は、それぞれ担当する部門を中心に「産業連関構造調査」を実施し、これらに関する情報を収集・補完している。

産業連関構造調査は、基本的に産業連関表の作成対象年次（1～12月）のデータを把握するものとして、作成対象年次の年度又はその翌年度に行われることが一般的であるが、予算要求上の配慮から、一部の調査については、その翌年度も実施している。令和2年表作成のための産業連関構造調査は、表1のとおりである。

イ 産業連関構造調査については、全て、統計法で定める一般統計調査として扱われる。一般統計調査は、基幹統計調査のように、調査の実施に先立って行われる総務省による審査の過程で統計委員会に対して諮問する必要はないが、基幹統計調査と同様に総務大臣の承認を得なければならない。また、その実施に当たり、予算等の手当も必要になる。産業連関構造調査の実施に関する事務の大まかな流れは、以下の表のとおりである。

なお、「基幹統計」として指定されている「産業連関表」を作成する一環として行う産業連関構造調査が「基幹統計調査」ではなく、「一般統計調査」として扱われているのは、産業連関構造調査の結果が、産業連関表の一部としてそのまま集計・公表されるわけではなく、産業連関表を作成する上での参考資料（案分比率など）として

⁷ 経済センサスデータの組替集計のための利用は、統計法第33条第1号に該当し、調査票情報の提供について調査実施機関に対して申出を行い、その承諾を受けた上で利用が可能になる。また、その利用に当たっては、統計法により、適正管理義務、守秘義務及び提供を受けた際の目的以外の利用禁止が規定されている。

今回の経済センサスデータの組替集計においては、在庫の推計に当たっては、経済センサスデータから得られる2020年末の在庫額と、2020年の工業統計調査のデータから得られる2019年末の在庫額とを用いる。したがって、経済産業省に対して、工業統計調査の調査票情報（在庫関連）の提供について申し出る必要がある。

利用されるにとどまることに基づくものである。

[産業連関構造調査の実施に関する事務の流れ]

事務内容
① 前年度における準備作業 i) 調査計画の大枠の作成 ii) 予算要求 iii) 関係機関への事前連絡（地方公共団体を対象とする調査の場合など）
② 調査計画の詳細（調査票、調査方法、集計内容等）についての検討
③ 統計法に基づく承認手続（数か月を要する。）
④ 調査の実施準備 i) 民間委託する場合には、入札手続等（調査実施に間に合うよう手続を開始する必要がある。） ii) 調査対象名簿の作成、調査対象者の選定等 iii) 調査票等関係書類の印刷
⑤ 調査の実施 i) 調査票の発送、回収、督促、疑義照会 ii) 調査対象者からの照会対応
⑥ 調査票の審査・集計

(4) 業界団体や個々の事業者に対するヒアリング

既存資料が得られないデータについて、産業連関構造調査を実施するよりも、効率的かつ代表的な情報が得られるような場合は、業界団体や個々の事業者へのヒアリングをすることで、データ不足を補う場合がある。

なお、「サービス産業・非営利団体等調査」の民間委託においても、投入推計に必要な詳細な費用項目については、個々の事業者によって経理の管理が異なることから統計調査と別にヒアリングを行っている。

表 1 産業連関構造調査一覧（令和2年表）

実施府省庁名	調査の名称	調査対象数	調査の方法		実施時期
			直轄調査	民間委託調査	
総務省 (政策統括官室)	サービス産業・非営利団体等調査	約13,000企業		●	令和3年10月～11月
	企業の管理活動等に関する実態調査	約11,000企業		●	令和4年9月～11月
総務省 (統計局)	通信・放送業等投入調査	約600企業		●	令和3年9月～11月
財務省	酒類製造業投入調査	40企業	●		令和3年9月～12月
厚生労働省	医療業・社会福祉事業等投入調査	[医療業以外] 1,500事業所 [医療業] 1,600事業所		●	令和3年10月～11月
農林水産省	農業サービス業投入調査	約180事業所		●	令和3年9月～10月
	種苗業(農業)投入調査	約90事業所		●	令和3年9月～10月
	民有林事業投入調査	約150事業所		●	令和3年9月～10月
	栽培きのこ生産業投入調査	約150事業所		●	令和3年9月～10月
	内水面養殖業投入調査	約50事業所		●	令和3年9月～10月
	農林水産関係製造業投入調査	約2,200事業所		●	令和3年9月～10月
	農業土木事業投入調査	56(地方農政局等、都道府県)	●		令和3年8月～9月
経済産業省	林野公共事業投入調査	45(地方森林管理局、都道府県)	●		令和3年8月～9月
	鉱工業投入調査	約16,000事業所		●	令和2年9月～11月
	資本財販売先調査	約1,500企業		●	令和3年10月～11月
	商業マージン調査	約750企業		●	令和4年10月～11月
国土交通省 (運輸)	輸入品需要先調査	約750企業		●	令和4年10月～11月
	内航船舶品目別運賃収入調査	約180事業者	●		令和2年9月～12月
	地方公共団体運輸関連施設投入調査	都道府県 全数 市町村 約140団体	●		令和3年5月～7月
	有料駐車場に関する投入調査	300事業所	●		令和3年5月～7月
	こん包業に関する投入調査	300事業所	●		令和3年5月～7月
国土交通省 (建設)	運輸関連事業投入調査	1,643事業所	●		令和3年10月～12月
	公共事業工事費投入調査	102(地方整備局、地方公共団体等)	●		令和3年9月～令和4年1月
	公共事業工事費投入調査における予備調査	102(地方整備局、地方公共団体等)	●		令和3年4月～5月
	独立行政法人等土木工事費投入調査	16独立行政法人等	●		令和3年10月～令和4年1月
	土木工事間接工事費投入調査	147事業所	●		令和3年12月～令和4年2月
	土木工事費投入調査	土木工事2,000件の受注元請け建設業者		●	令和4年6月～8月
	建築工事費投入調査	[非木造用] 建築工事2,500件の受注元請け建設業者 [木造用] 建築工事500件の受注元請け建設業者		●	【非木造用】 令和4年6月～8月 【木造用】 令和4年2月～3月
不動産業投入調査	約3,000企業		●	令和4年2月～3月	

5 計数の推計・調整

本項目はSUT関連の推計作業も含む産業連関表の中心となる取引基本表を作成する作業に該当する。

(1) SUT体系移行に伴う推計の見直し

令和2年表では、供給表及びサービス分野（「サービス産業・非営利団体等調査」の対象産業）に関する使用表を推計し、全分野の産業連関表を作成し、最後にそれを用いて全分野の使用表を推計する。なお、供給表は従来の産業別商品産出表（V表）に代えて作成する。

このような変更がなされるため、従来の作業のうち国内生産額や投入額の推計も見直されることとなる。

具体的な供給表の推計方法と使用表及びサービス部門の投入の推計方法をそれぞれ付1、付2で詳述する。

なお、最初に作成されるサービス分野の使用表は購入者価格表示であり、最後に作成される全分野の使用表は生産者価格及び購入者価格表示である。

供給表の推計方法について

本章は、供給表の推計方法について、以下のステップごとに記載する。

供給表ステップA 経済センサスからの補完・調整、産業別生産物売上高等の推計

供給表ステップB 経済センサスと国内生産額との調整

供給表ステップC 経済センサスでは把握されない部門に関する調整

1 供給表ステップA 経済センサスからの補完・調整、産業別生産物売上高等の推計

(1) 主な基礎資料

経済センサスのうち、主として、以下のデータを推計に利用

- ・事業所調査票の分類表に基づく詳細品目売上高（以下「生産物別売上高」という。）
- ・企業調査票の分類表に基づく詳細品目売上高（同上）
- ・企業調査票及び事業所調査票の19区分の事業別の売上高（以下「19区分事業別売上高」という。）

（事業所における売上高の把握）

事業所産業が農林水産業、鉱業・砂利採石業、製造業、卸売業又は小売業（以下「非サービス業」といい、これらの産業に相当する区分は「非サービス業事業」という。この産業以外を「サービス業」といい、この産業に相当する区分は「サービス業事業」という。）の場合に以下が把握される（本節の図はイメージであり詳細な点は省略したものである。）。

19区分事業別売上高
農業、林業、漁業 事業
鉱業、採石業、砂利採取業 事業
製造業 事業
卸売業 事業
小売業 事業
サービス業（14区分） 事業

上記の19区分のうち、事業所産業が非サービス業の場合は、主たる一事業（以下「主業（19区分）」という。また、これ以外の事業を以下「副業（19区分）」という。）については当該事業の生産物別売上高が把握される。

一方で、事業所産業がサービス業の場合は、売上高の内訳が把握されない。なお、一部の産業では事業所全体の売上高が把握される。

・事業所調査票

19区分事業別売上高	生産物別売上高
農業、林業、漁業 事業	左記のうちの主業のみ生産物別売上高が把握される
鉱業、採石業、砂利採取業 事業	
製造業 事業	
卸売業 事業	左記事業の場合、19区分事業別売上高＝生産物別売上高
小売業 事業	
サービス業（14区分） 事業	（左記事業の場合、事業所調査票では把握されない） ⁸

（企業における売上高の把握）

すべての企業において、基本的に19区分事業別売上高が把握される。

19区分事業別売上高
農業、林業、漁業 事業
鉱業、採石業、砂利採取業 事業
製造業 事業
卸売業 事業
小売業 事業
サービス業（14区分） 事業

上記の19区分のうちサービス業（14区分）事業の売上高が把握される場合は、それに関連するサービス業事業の生産物別売上高が把握される。

・企業調査票

19区分事業別売上高	生産物別売上高
農業、林業、漁業 事業	（左記事業の場合、企業調査票では把握されない）
鉱業、採石業、砂利採取業 事業	
製造業 事業	
卸売業 事業	左記事業の場合、19区分事業別売上高＝生産物別売上高
小売業 事業	
サービス業（14区分） 事業	主業に限らず、金額が大きい副業も含めて、左記に関連するサービス事業の生産物別売上高が把握される

ステップAの推計の趣旨は、上記で把握されていない事業所（KAU⁹）ごとの生産物別売上高（具体的には、事業所（KAU）ごとの非サービス業事業の副業（19区分）及びサービス業事業の生産物別売上高）を補完することである。

※ 単独事業所企業の場合は、企業と事業所（KAU）が一致するため、事業所産業が非サービス業の場合は、下記の事業所（KAU）の推計と同様に行うとともに、サービス業の場合は、下記の企業の推計において、傘下の事業所（KAU）が一つのみと考えて同様に推計する。

※ 産業共通票が配布される個人企業や新設企業の場合、企業全体の売上高以外は把握されない。

⁸ 事業所産業が製造業等の場合、機械修理など副業となるサービス業事業の一部について生産物別売上高が把握される。

⁹ 2008SNAでは、「活動種類別単位（KAU kind-of-activity unit）とは、ただ一種類の生産活動に従事するか、あるいは主生産活動がその付加価値のほとんどを占めている、企業や企業の一部」と定義される。

(2) ステップA-1 予備的作業（データの整理や補完推計に必要な集計）

ア まず、経済センサスの売上高においては、企業内取引や海外事業所（地域単位）の売上高の扱いなどにより、企業と事業所（地域単位）間又は「総売上高」、「19区分事業別売上高」及び「生産物別売上高」の間に乖離が生じる場合がある。今般推計に当たり、当初のデータにおいて乖離がある場合はそれを調整する。

イ 企業調査票の「生産物別売上高」を事業所（KAU）へ分割するための準備
サービス事業に関して、企業調査票の「生産物別売上高」を事業所（KAU）に分割するため、あらかじめ「生産物」が産出されやすいと想定される「産業分類」の対応表を作成する。

ウ 企業調査票又は事業所調査票の「19区分事業別売上高」及び産業共通調査票の「企業全体の売上高」を「生産物別売上高」に分割するための準備

企業調査票及び事業所調査票の「生産物別売上高」を企業単位で集計し、企業産業ごとに、「19区分事業別売上高」に対応する「生産物別売上高」の構成比を集計する。産業共通調査票の「企業全体の売上高」についても同様とする。

(3) ステップA-2 副業（19区分）分割（非サービス業の事業所調査票）

非サービス業の事業所調査票の「19区分事業別売上高」¹⁰で（副業に相当する）サービス業事業の売上高が把握されていれば、同売上高を（当該事業所（地域単位）が属する）企業調査票のサービス業事業の「生産物別売上高」の構成比で分割する¹¹。

また、同事業所調査票の「19区分事業別売上高」で（副業に相当する）非サービス業事業の売上高が把握されていれば、当該事業に相当する産業の事業所（地域単位）が同一企業内に存在する場合には、当該事業所（地域単位）の「生産物別売上高」の構成比を、存在しない場合は、A-1-ウから得られる、この事業所（地域単位）の産業と同じ企業産業の「生産物別売上高」の構成比により分割する。

企業		事業所（KAU）	
属性	事業・生産物内訳	産業分類	事業・生産物内訳
存続法人企業	19区分売上高	非サービス業	19区分売上高 →副業（サービス業）の生産物別売上高
	サービス業事業の生産物別売上高		→副業（非サービス業）の生産物別売上高
個人企業 新設企業	企業全体売上高	サービス業	売上高内訳なし

注：図中のオレンジ色の矢印は、企業調査票の「サービス業事業の生産物別売上高」の構成比が、事業所調査票の「非サービス業」の「副業（非サービス業）の生産物別売上高」に適用されることを示している。

(4) ステップA-3 事業所（KAU）への分割（企業調査票）

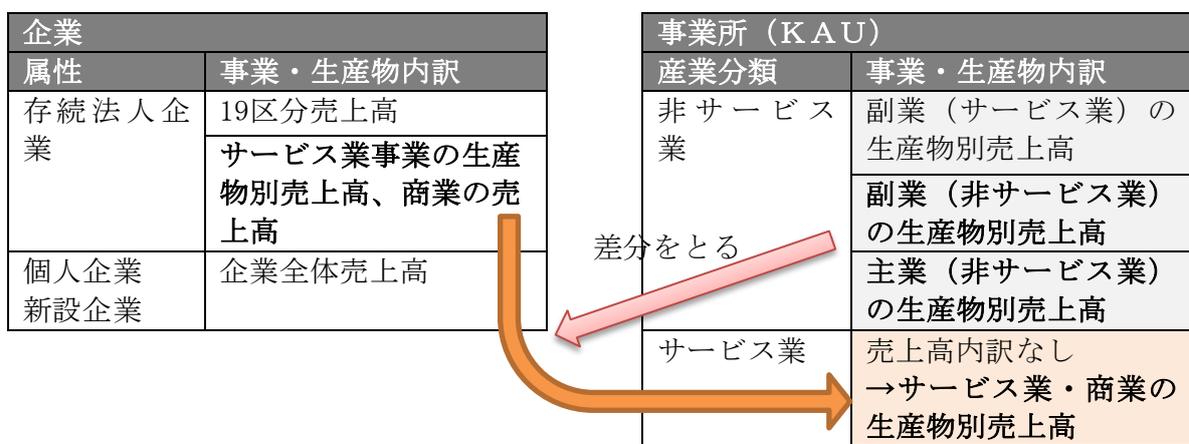
ア サービス業事業及び商業事業の生産物別売上高の事業所（KAU）への分割
企業調査票のサービス業事業の「生産物別売上高」を傘下のサービス業事業所

¹⁰ 複数事業所企業の事業所調査票で「19区分事業別売上高」が把握されるのは、産業分類が「非サービス業」、即ち「農業、林業、漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「製造業」、「卸売業、小売業」の場合となる。

¹¹ 企業調査票でサービス業事業の「生産物別売上高」が把握されず、「19区分事業別売上高」しか把握されない場合には、A-1-ウを用いて分割するなどの対応を行う。

(K A U) に配分する。具体的には、A-2で推計した非サービス業事業所 (K A U) のサービス業事業の「生産物別売上高」を差し引いたうえで、A-1-イの対応表に基づき、企業調査票のサービス業事業の「生産物別売上高」をサービス業の傘下事業所 (K A U) が当該事業の全額の売上をあげているとみなして配分する。なお、配分先事業所 (K A U) が複数ある場合、事業所 (K A U) 全体の売上高 (得られない場合は事業所 (K A U) 全体の従業者数) を比率として分割して配分する。¹²

他方、企業調査票の商業事業 (卸売業事業及び小売業事業) の「生産物別売上高」については、それと傘下非サービス業事業所 (K A U) の商業事業の「生産物別売上高」の合計値との差分 (プラスの場合) を、企業産業が卸売業の場合を除き、傘下のサービス業事業所 (K A U) の従業者数の比率により配分する。



イ 非サービス事業 (商業事業を除く。) の生産物別売上高の事業所 (K A U) への分割

非サービス業事業 (商業事業を除く。) のうち、製造業事業については、企業値と事業所 (地域単位) 値を比較した結果、企業内取引の影響等も踏まえると、建設業の事業所以外では、事業所 (地域単位) 値を優先するべきとの結果を得た。

そこで、企業産業が非サービス業で傘下に建設業の事業所があり、かつ企業調査票の「19区分事業別売上高」で建設業事業の売上高が把握される場合に限り、製造業事業の売上高に関する企業調査票と傘下非サービス業の事業所調査票の合計値の差分¹³ (プラスの場合) を、上記条件に合致する企業全体の傘下製造業事業所 (K A U) の「生産物別売上高」の構成比で分割したうえで、同建設業事業所 (K A U) へ配分する。

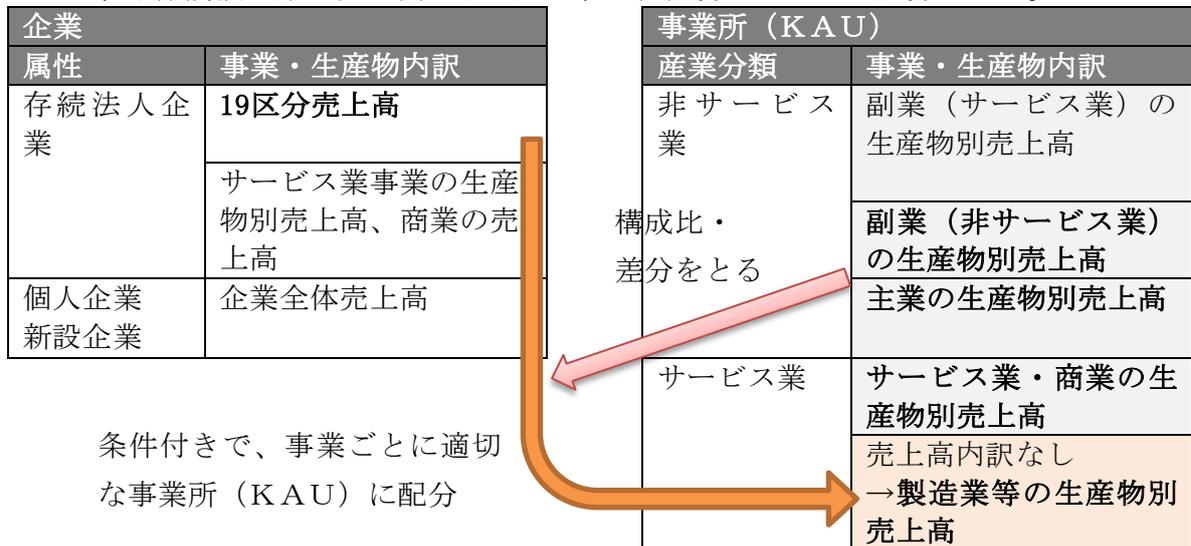
また、農林漁業事業については、企業産業が「協同組合 (他に分類されないもの)」となっている場合であって、農林漁業事業売上高が、企業調査票と傘下非サービス業の事業所調査票の合計値の差分が全体としてプラスになるときに、「協同

¹² 配分先事業所 (K A U) がいない場合があれば、すべての傘下事業所 (地域単位) で分割して配分する。また、本来、企業の売上高と傘下事業所 (K A U) の売上高合計は、企業内取引や海外事業所の売上高の扱いなどの影響などにより一致しないため、強い仮定下の推計である。

¹³ 非サービス業事業に該当する「19区分事業別売上高」に関して、企業調査票の同売上高が事業所調査票の同売上高 (同売上高が複数の事業所 (地域単位) で把握される場合は合計値) より大きい場合、その差分は傘下のサービス業事業所 (K A U) の同売上高とみなす措置。

組合（他に分類されないもの）」の傘下サービス業事業所（K A U）について、従業者数で案分して配分する。

一方、鉱業等事業（「鉱業、採石業、砂利採取業」事業）については、平成28年経済センサスによる分析の結果、海外事業所の売上高の扱いなどの影響を考慮すると、事業所調査票の売上高のみを用い、上記差分については配分しない。



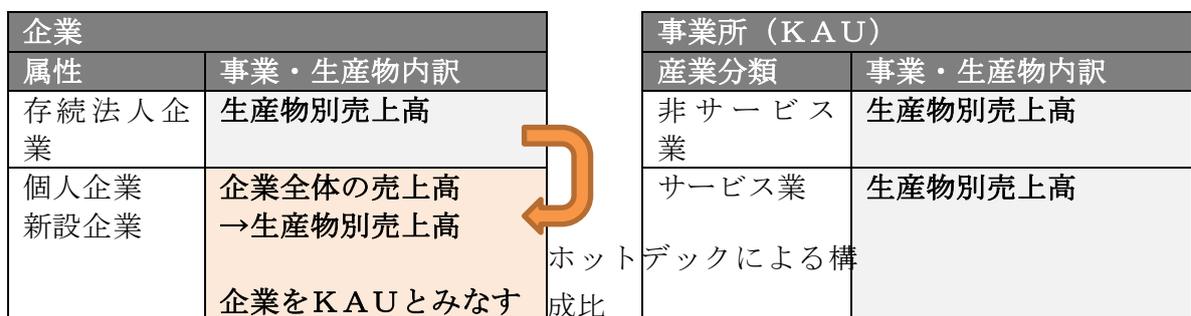
(5) ステップA-4 産業共通調査票の対応

個人企業の場合、企業単位をK A Uとみなすこととし、その「生産物別売上高」を推計するため、企業産業分類・企業従業者規模が類似の法人企業をランダム・ホット・デック法¹⁴のドナーとして選定するなどの対応を行う。

具体的には、個々の個人企業ごとに選定された法人企業のデータについて、ステップA-1-ウで得られた企業別の「生産物別売上高」の構成比によって、個人企業全体の売上高を分割する。

なお、該当する法人企業がない一部の産業では、主たる生産物のみの売上高であるとみなす。

新設企業の場合も個人企業と同様とする。



¹⁴ 対象企業のデータを補完する方法の一つで、その企業について、(補完が必要なデータが) 得られている企業のうち類似のものを無作為に1社(ドナー)抽出し、そのデータから補完値を推計する方法。

2 供給表ステップB 経済センサスと国内生産額との調整

平成28年経済センサスのデータを用いて、上記「供給表ステップA」の推計値を求め、平成27年（2015年）産業連関表のCTと比較した。両者の乖離が大きくなる典型例として、CTの推計に用いる基礎資料が経済センサスではなく経済産業省生産動態統計を用いるケースが挙げられる。後者では、粗鋼や石油化学基礎製品などの中間製品における事業所の出荷に該当しない生産を把握できることも乖離要因と推察される。農業、林業、漁業産業については、経済センサスにおいて個人企業が対象とならないため乖離を生じる。それ以外にも、製造業が価格に転嫁している間接輸出に関する消費税還付分も製造業の売上高に含まれるがCTには含まない。以下では、こうした点を踏まえつつ、「供給表ステップAの推計値」とCTとの調整を行う。

その際、CTはあらかじめ屑・副産物分を計上する形で補正する。

ア 対角線セル又は調整率による補正

F I S I M、運賃額、自部門取引を一部控除しているなど産業連関表の特殊な扱いを行っている以外の生産物について、「供給表ステップA」の推計値とCTが一致するように、次のように調整する。

CTとの乖離が20%以下と比較的小さい場合は、当該生産物を主に産出する産業の当該生産物産出額（以下「対角線セル」という。）を調整し、CTと一致するように調整する。ただし、それ以外の産業の産出額の当該生産物の産出額に対する比率が20%より大きく比較的大きい場合は、それらに対して一定の比率を乗ずることで、CTと一致するように調整する。¹⁵

それ以外の部門は次のステップで産業連関表の特殊な扱いを行っている生産物と同様のステップで調整する。

イ 産業連関表の特殊な扱いの補正（経済センサスの売上高とCTの概念の違いの補正）

商業部門については、商業生産物の産出額がCTと一致するように、それらに対して一定の比率を乗ずることで、CTと一致するように調整する。

また、F I S I M、運賃額、自部門取引を一部控除している部門など産業連関表において特殊な扱いをしている生産物は、CTとの乖離は原則的には対角線セルによる補正を行う。

3 供給表ステップC 経済センサスでは把握されない部門に関する調整

以下については、経済センサスでは把握されない生産物であり、原則としてCTをもとに「供給表ステップA」の推計値に追加計上する。

- ・コストによりCTを推計している部門のうち、非市場生産者の生産物は、当該生産物の対角線セル（主産業（非市場生産者））に計上
- ・帰属家賃は住宅賃貸サービス産業に、企業内研究開発は研究サービス産業に計上
- ・自家輸送及び事務用品は、分類不明に計上。

なお、供給される生産物等の状況を踏まえ、内容を審査し、計数の精査や公表部門を再編するなどの処理を行なった。

¹⁵ 製造生産物の出荷額と産出額の相違（製品・半製品在庫増減等）や化学製品など企業内消費との調整、マージン的な概念の産出額となっている部門（旅行業等）もこのステップで調整することとなる。

使用表・産業連関表の推計方法について

本章は、使用表及び産業連関表の推計方法について、以下のステップごとに記載する。

使用表等ステップA 経済センサス、サービス投入調査等の補完・調整

使用表等ステップB 経済センサス、サービス投入調査ベースの統計からSUT・IOベースへの調整

1 使用表等ステップA 経済センサス、サービス投入調査等の補完・調整

(1) 主な基礎資料

経済センサス：「令和3年経済センサス - 活動調査」

- ・ 企業の産業格付、売上（収入）金額、費用総額及び主な費用項目、詳細品目売上高
 - ・ 事業所の産業格付
- 「サービス産業・非営利団体等調査」（以下「サービス投入調査」という。）
- ・ 年間売上高・年間総費用、年間総費用の内訳、年間総費用の詳細内訳

(2) 推計方法の概要

サービス分野における使用表の産業別（KAU単位）の投入及び産業連関表のアクティビティ別の投入の第一次推計は、以下の3つのステップからなる。なお、この推計ではいずれも投入比率の推計をいい、投入額の推計は、基本的にはCTにそれを乗ずることで推計することになる。

ステップ1では、基礎統計から対象となる企業・事業所を抽出し整理する。

ステップ2では、産業及びアクティビティと基礎資料の統計単位に相違があるため、抽出した基礎資料を調整する。産業の投入については、経済センサスの費用項目の計数は企業単位で把握されるため、それを企業単位からKAU単位に調整する必要がある。また、アクティビティの投入についても、サービス投入調査の総費用は基本的にはKAU単位で把握されるため、経済センサス（企業単位）及びサービス投入調査（KAU単位）をアクティビティ単位に調整する必要がある。

ステップ3では、経済センサスより大まかな費用項目（中間投入、粗付加価値等）を推計し、サービス投入調査等を用いて詳細な費用項目に分割することにより、産業及びアクティビティの投入構造の推計を行う。

なお、本推計は、関係府省のアクティビティの投入構造の推計前に行うため、利用できる経済センサスなどのデータに制約がある中で行う必要がある。

(3) ステップA-1 経済センサス、サービス投入調査から対象企業・事業所の抽出等

ア 経済センサスより対象企業・事業所の抽出

- ・ 対象となる産業（サービス投入調査の対象産業）に格付されている、経済センサスの企業とその傘下事業所を抽出する。
- ・ 売上高、費用総額などにより算出した粗付加価値率等を基準として、外れ値となる企業を判定し除外する。

イ サービス投入調査より対象企業の抽出及び構成比の推計

- ・ サービス投入調査についても、集計対象とする企業の選別のほか、同調査を補うための詳細な状況に関するヒアリングも用いて、詳細な費用項目の構成比などの推計を行う。

(4) ステップA-2 経済センサス、サービス投入調査のKAU、アクティビティへの補正

ア 産業の投入推計：企業単位をKAUへ調整

- ・ 経済センサスを集計する際に、企業の産業格付と傘下の全事業所の産業格付が一致する企業に限定¹⁶することにより、KAU単位に調整¹⁷する。

イ アクティビティの投入推計：企業単位をアクティビティへ調整

- ・ 経済センサスを集計する際に、企業の売上に占める主業の割合が一定以上の企業に限定することにより、アクティビティ単位へ調整する。
- ・ サービス投入調査では、事業単位の費用を把握しているため、主たるアクティビティに含まれない費用を除くなどの調整を行う。

サービス投入調査の調整

サービス投入調査で捉えた費用項目の構成比＝KAUの費用構成		
主アクティビティのみと考えられる費用	アクティビティ共通的と考えられる費用 ・ 人件費など	異なるアクティビティと考えられる費用
修正なし	主生産物／KAUに関するデータ ¹⁸ で案分	対象としない

アクティビティの費用構成

¹⁶ ただし「管理、補助的経済活動を行う事業所」や「会社・団体の宿泊所」など、附随的活動や福利厚生施設に該当する産業分類に格付けられる傘下事業所が存在する企業も選定する。¹⁷ 供給表の経済センサスを用いたKAUごとの推計では、すべての企業に対して、産業分類が同一となる事業所群を一つのKAUとして捉えている。

¹⁷ 供給表の経済センサスを用いたKAUごとの推計では、すべての企業に対して、産業分類が同一となる事業所群を一つのKAUとして捉えている。

¹⁸ 経済センサスのうちKAUが一つとして抽出した企業における企業全体の売上高と19区分ベースの主事業の売上高の比率等を利用。

(5) ステップA-3 使用表・投入係数表の費用項目の推計

ア 経済センサスによる大まかな費用項目の推計

ステップ2で推計の対象とする企業は、同種の事業所から構成される企業や主たる事業活動が一つのみの企業であるため、仮に小規模の企業が多く抽出される場合など、その企業が含まれる産業の平均的な費用構成から一定の乖離が生じる可能性がある。そのため、企業規模などで層化した費用構成を加重平均することにより調整を行う。

- ・ 売上規模等で層化する。
- ・ 抽出企業について層ごとに費用比率（中間投入率、粗付加価値率）を推計する。
- ・ 上記の層ごとの費用比率から、全体のそれを推計するため、ステップ2の集計対象でない企業も含めた売上などをウェイトとして加重平均する。

イ サービス投入調査を用いて、大まかな費用項目を案分

- ・ サービス投入調査を用いて、経済センサスより推計される大まかな費用項目を案分する。

ウ 使用表（産業・生産物）及び産業連関表（列・行部門）への部門の変換

上記、経済センサス及びサービス投入調査より推計された産業別・アクティビティ別費用項目を令和2年（2020年）の使用表・産業連関表の部門に一致させるため、統合・CT比などによる細分化を行う。

- ・ 産業別費用項目を使用表の産業及び生産物に変換する。
- ・ アクティビティ別費用項目をIO列部門及び行部門に変換する。

2 使用表等ステップB 経済センサス、サービス投入調査ベースの統計からSUT・IOベースへの調整

ステップAより得られるサービス分野の使用表及び産業連関表の投入の推計結果については、令和4年秋段階では、各諸関連統計に乖離がみられる場合¹⁹があり、概念等の相違も含め、推計結果の妥当性を検証し、補正を行う。

このステップで得られた産業連関表の投入推計値については、これ以降、対象部門ごとに、担当府省庁が、その値も利用しながら、計数調整を行う投入額（と別途産出額）を推計する。

付1、付2はこのページまで

¹⁹ 2015年の推計結果と産業連関表の相違等を分析して、概念等の相違を分析しつつ、使用表や産業連関表の概念計数への調整率を推計するといった補正を行う。

(2) 推計作業の手順

産業連関表として作成する様々な統計表のうち、最も基本となる「取引基本表」の作成手順の概要については、**図 1**でも示したとおりであるが、国内生産額の推計から、取引基本表の完成に至るまでの流れを改めて整理すると、以下のような手順が必要になる（**図 2**を参照）。

① 国内生産額の推計

細品目分類別の国内生産額を推計し、それを積み上げることにより、基本分類別の国内生産額を推計する。これにより、取引基本表の右端（行部門の国内生産額）及び下端（列部門の国内生産額）の金額を確定させる。

なお、令和2年表では、供給表推計との整合性にも留意する必要がある。

② 投入額及び産出額の推計

①で推計した国内生産額を基に、列方向にみた各セル（「セル」とは、取引基本表の各マス目のこと。以下同じ。）の取引額、すなわち、投入額（費用構成）と、行方向にみた各セルの取引額、すなわち、産出額（販路構成）を推計する。

なお、令和2年表では、サービス分野の投入については、サービス分野の使用表を用いた推計を行う。

③ 投入額の生産者価格²⁰への変換

投入額は、各種投入調査（産業連関構造調査の一部）等から得られた投入比率を用いて推計するが、投入調査等は、商品の購入者に対して行う調査であり、その結果として得られる各商品の購入額は、流通経費である商業マージンや国内貨物運賃を含んでいる。そのため、これら調査から得られた投入比率を参考にして推計した各生産物の投入額（第一次推計値）も、商業マージンや国内貨物運賃を含んだ購入者価格（脚注20）になっている。そこで、④に記載する生産者価格調整に対応するため、購入者価格になっている投入額（第一次推計値）から商業マージン及び国内貨物運賃に相当する金額を控除し（実務上「皮ハギ」という。以下同じ。）、生産者価格に変換する。

なお、産出額の推計については、生産物の生産者に対する調査等を基礎にしていることから、推計の結果として得られる金額は、当初から生産者価格になっており、投入額のように皮ハギを行う必要はない。

④ 生産者価格調整

②及び③により推計した生産者価格による投入額及び産出額は、それぞれ異なる資料により推計したものである。そのため、取引基本表上の同じセルであっても、投入額として推計した取引額と、産出額として推計した取引額には差異が生じる。そこで、両者の取引額について、どちらがより適切なものであるかを比較・調整し、一致させる。

²⁰ 「生産者価格」とは、いわゆる「蔵出し価格」であり、出荷後の流通経費である商業マージン及び国内貨物運賃を含まない。これに対して「購入者価格」とは、生産者価格に、出荷後の商業マージン及び国内貨物運賃を加えたものをいう。我が国の取引基本表においては、それぞれの価格による表として、「生産者価格評価表」及び「購入者価格評価表」を作成している。

⑤ 購入者価格調整

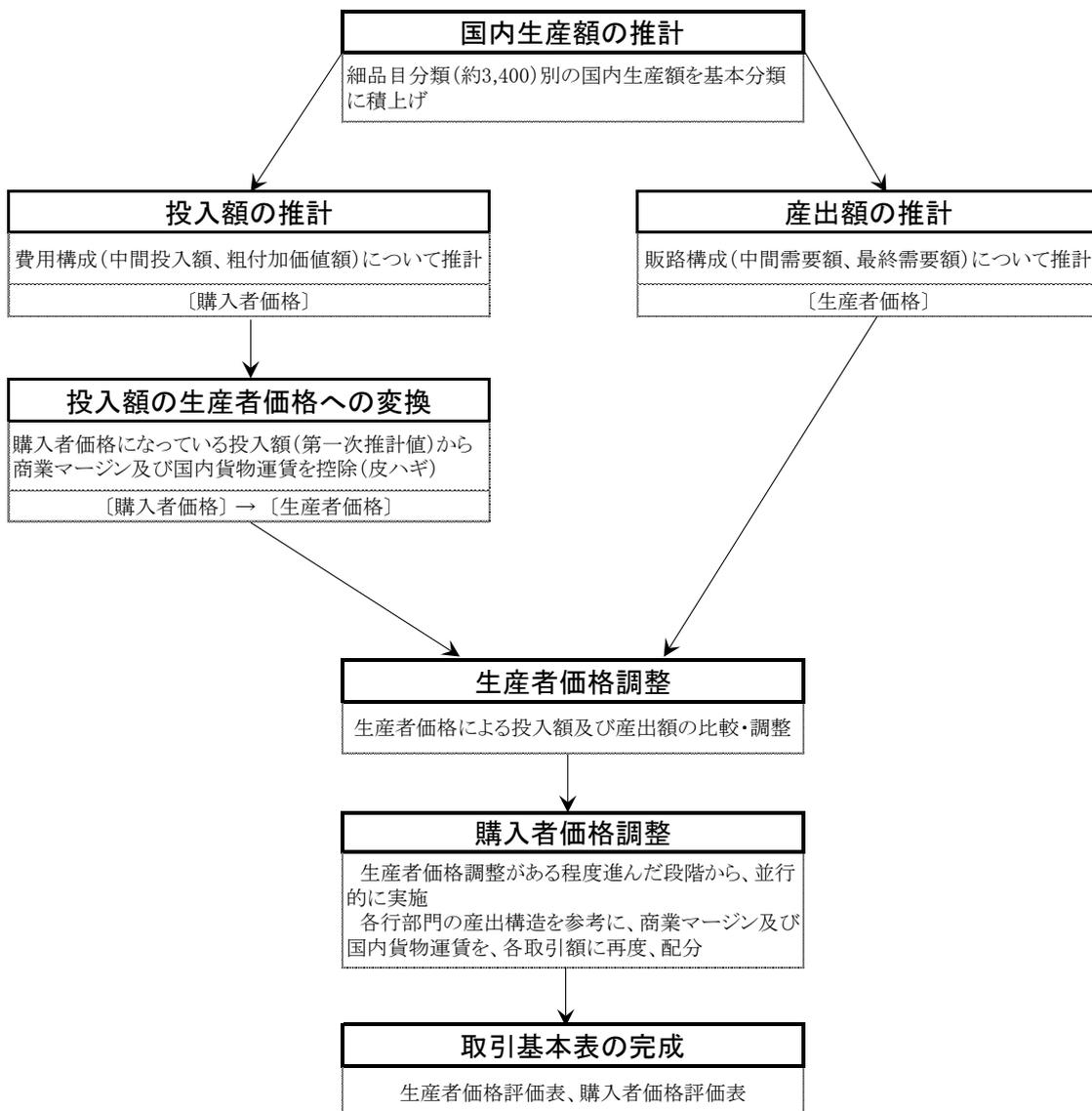
生産者価格調整の終了後、各行部門の産出構造を参考に、商業マージン及び国内貨物運賃を、各取引額に再度、配分する。

なお、購入者価格調整は、本来、生産者価格調整後に行うものであるが、昭和60年表作成時から、生産者価格調整がある程度進んだ段階から購入者価格調整についても並行的に進めることとしている。したがって、生産者価格を購入者価格調整の段階で変更することもあり得る。

⑥ 取引基本表の完成

生産者価格調整及び購入者価格調整を経て、産業連関表の中核となる取引基本表（「生産者価格評価表」及び「購入者価格評価表」）が完成する。

図 2 推計作業の手順



(3) 総務省がとりまとめて関係府省庁にデータを提供するもの

令和2年表においては、SUT体系移行を機に、関係府省庁の作業の効率化と連携強化の観点から、総務省がとりまとめて関係府省庁に共通的なデータを提供する。次はその主なものである。

ア リース関係

内閣府から、国民経済計算の2020年次の第二年年次推計等による、ファイナンス・リース関係の国内生産額や投入・産出推計に必要なデータを総務省に提供し、総務省から、リース業関係のSUTと投入額の当初推計値を関係府省庁に提供する。

イ 娯楽・文学・芸術作品の原本の総固定資本形成関係

内閣府から、娯楽・文学・芸術作品の原本の総固定資本形成及び固定資本減耗額を総務省に提供し、総務省から、関係府省庁にそれらを提供する。

(4) 国内生産額の推計

産業連関表の作成においては、細品目分類別の国内生産額を推計し、それを積み上げることにより、基本分類別の国内生産額を推計する。これにより、取引基本表の右端（行部門の国内生産額）及び下端（列部門の国内生産額）の金額を確定させる。

ア 総論

部門別の国内生産額の推計に当たっては、各部門に含まれる財・サービスに関する詳細な売上高を把握できる統計が比較的豊富なため、約3,800の細品目分類（いわゆる10桁品目。SUTにおける作業部門（第三水準））ごとに推計を行い、これを積み上げて、基本分類の行部門別及び列部門別の国内生産額を推計する。

なお、細品目分類から基本分類までの国内生産額の推計結果については、「部門別品目別国内生産額表」として、取引基本表とは別に取りまとめ公表する。

イ 各論

具体的な部門種別ごとの国内生産額推計についての考え方は、次のとおりである。

なお、平成27年表における各部門の国内生産額の推計方法及び推計基礎資料の詳細については、「平成27年（2015年）産業連関表総合解説編」第4部第10章に記載している。

(ア) 財

財については、細品目分類ごとに「生産数量×単価」の形で国内生産額を推計するものが多い。その際、製造業の製品については、いわゆる工場出荷価格を単価とする。また、例えば、林業、砂利採取業のように事業所の区域が明確にならない産業の生産物については、生産地に最も近い市場における価格で評価する。生産地から市場までの運賃は、「コスト運賃」として、国内生産額に上乘せする。

(イ) 製造小売業

製造活動と小売活動を分離し、それぞれの金額を該当する部門の国内生産額に計上する。

(ロ) 中古品

中古品の価額は国内生産額に計上せず、取引マージンのみを「コスト商業」として

商業部門の国内生産額に計上する²¹。

(エ) 中古の建築物

中古の建築物の価額は国内生産額に計上せず、取引手数料のみを不動産部門の国内生産額に計上する。

なお、中古の建築物を補修して販売する場合には、さらに補修費を「建設補修」の国内生産額に計上する。

(オ) サービス

サービスについては、数量単位を持たないものが多いため、細品目分類ごとの国内生産額を直接推計する。その際、基本的には、サービスの提供を受ける者が負担する価格で評価する。なお、サービスは、生産者から最終消費者に直接提供され、商業マージン及び国内貨物運賃が発生しない場合が多いことから、サービス関係の多くの部門については、生産者価格と購入者価格は等しくなる²²。

(カ) 商業

商業部門の国内生産額は、そのほとんどが「販売額 - 売上原価」により求められる商業マージン額であるが、このほか、「コスト商業」に相当する額も含まれる。

(キ) 金融 (F I S I M)

金融 (F I S I M) の国内生産額は、次の式により推計する。

[国内生産額 = 借り手側 F I S I M + 貸し手側 F I S I M]

借り手側 F I S I M = 貸出残高総額 × (運用利率 - 参照利率)

貸し手側 F I S I M = 預金残高総額 × (参照利率 - 調達利率)

運用利率 = 貸出金受取利息総額 / 貸出残高総額

調達利率 = 預金支払利息総額 / 預金残高総額

参照利率 = 参照利率算出用利息総額 / 参照利率算出用残高総額

(ク) 生命保険及び損害保険

「生命保険」及び「損害保険」は、次の式で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。

[帰属保険サービス = (受取保険料 + 資産運用益) - (支払保険金 + 準備金純増)]

(ケ) 住宅賃貸料 (帰属家賃)

持家、給与住宅及び寮等 (以下「持家等」という。) の居住に係るサービスを擬制的に計上する「住宅賃貸料 (帰属家賃)」については、市中の粗賃貸料で評価する。

(コ) 非市場生産者 (一般政府) 及び非市場生産者 (対家計民間非営利団体) の活動

生産物は、市場において生産コストに見合う価格で取引が行われるのが通常の姿であるが、実際の経済活動の中では、非市場生産者 (一般政府) や非市場生産者 (対家計民間非営利団体) が提供するサービスのように、無償又は著しくコストに見合わな

²¹ 中古船舶 (「鋼船」の一部) については、従前、中古品としては例外的に、貿易統計から推計される取引額自体を輸出部門に計上した上で、同額を国内総固定資本形成にマイナス計上し、更に、「屑・副産物発生及び投入表」にも計上していた。この取扱いは、中古船舶の取引額が大きかったことに由来すると考えられる。しかし、平成17年表の段階で190億円にまで縮小していることや、中古車等の中古品についても貿易統計に計上されているものの中古船舶のような扱いをしていないことから、平成23年表からは中古船舶の例外的な取扱いを取りやめた (「屑・副産物発生及び投入表」への計上も取りやめた。)

²² サービス関連の部門であっても、「映像・音声・文字情報制作」(活動内容に映像・音声等のコンテンツ記録済媒体の販売を含むため、その部分については、商業マージン及び国内貨物運賃の対象となる。) など、一部の部門においては、生産者価格と購入者価格が等しくならないものがある。

い価格で提供されるものも存在する。

取引基本表では、このような非市場生産者（一般政府）や非市場生産者（対家計民間非営利団体）の活動も記録の対象としており、その国内生産額は、原則として、必要な経費の総額による。

なお、原則として、資本減耗引当分については、事前に、内閣府からのデータ提供による推計値を用いる。

(㊦) 資本減耗引当

資本減耗引当は、国内総固定資本形成に産出される生産物（土地の造成・改良費を除く）を対象として、前年末の固定資産残高に資産別の償却率を乗じ、さらに資産別の国内総固定資本形成の価格変化率を乗じて、時価評価額として計算する。

なお、産業連関表では固定資産残高の計算を行っていないため、産業連関表における資本減耗引当は、国民経済計算の時価評価の固定資本減耗を用いて推計する。

(㊧) 自家生産・自家消費品

生産工程内の中間製品であり、その全てが当該部門内で自己消費されるいわゆる自家生産・自家消費品は、原則として、国内生産額として計上しない（経済センサス - 活動調査などのように、出荷ベースの統計によって細品目分類ごとの国内生産額を推計する場合には、自家生産・自家消費品の国内生産額を把握する方法がない（出荷されないことから統計に計上されない）ためである。）。

しかし、鉄鋼の生産工程における銑鉄と粗鋼のように、直ちに次の生産工程で消費されるものであっても、投入・産出構造の観点等からそれぞれに分離する場合がある。その国内生産額を計上する際には、市中の製品価格を基準とする。

また、家計における自家生産・自家消費品については、農林漁家の自家消費分のみを「市場生産者」として扱うことから、これに該当する部分のみを計上する。

(㊨) 委託生産の扱い

取引基本表では、各部門の生産物について、自主的な生産はもとより、他部門からの受託に基づく生産であっても、当該生産物の部門に金額を計上するのが原則である。しかし、国内生産額を推計する基礎資料の一つである経済センサス - 活動調査では、受託生産分に係る金額については、「加工賃収入」しか把握されていない。そのため、同調査を利用して国内生産額を推計する部門では、受託生産に係る原材料等の金額が把握できない。

一方、受託生産の委託者が非製造業の場合にあつては、商社や百貨店などの商業部門である場合が多いが、これら商業部門の国内生産額は、基本的に「販売額 - 売上原価 = 商業マージン額」（商業部門の国内生産額には、このほか、コスト商業に相当する金額も含まれる。）で計算されるため、委託生産のための材料購入費が発生していたとしても、商業部門には計上されない。

その結果、何も処理を行わないとすれば、原材料を生産した部門では、商業部門に販売した委託生産用原材料の産出先がなくなる一方で、受託生産を行った部門では、国内生産額が過小評価になるとともに、付加価値率が過大評価になる。

そこで、非製造業からの委託を受けて生産する分については、次に掲げる式により、加工賃収入額に付加価値率の逆数を乗ずることにより、原材料費等を含んだ国内生産

額に復元している（いわゆる「膨らまし」を行う。）。

$$\text{国内生産額} = \text{加工賃収入額} \times \frac{\text{製品価額}}{\text{製品価額} - \text{原材料費}}$$

この取扱いについては、概念上、製造業一般に言えることであるが、実際には、繊維製品に関して特に該当する。これを踏まえ、「繊維製品」中の織物や衣服に関する部門の「注意点」には、「国内生産額には、製造業以外からの委託も含める。」と記載している。

なお、海外から生産を委託された場合にも、非製造業からの委託を受けて生産するのと同様の国内生産額の過小評価が発生するため、経済センサス - 活動調査のデータを使用して推計する際には留意が必要である。

(セ) 屑・副産物

原則として、「マイナス投入方式」によって処理する。「マイナス投入方式」を採用した屑・副産物の発生額は、国内生産額としては計上しない。なお、「再生資源回収・加工処理」については、屑・副産物を投入せず、回収・加工に係る経費のみを計上する。

(フ) プラントエンジニアリング業

「その他の対事業所サービス」に含まれるプラントエンジニアリング業の国内生産額については、工事原価を含まないエンジニアリングサービスに関する金額のみを計上する。

(ク) 半製品・仕掛品の在庫増減

原則として、年初と年末の平均価格によって評価する。

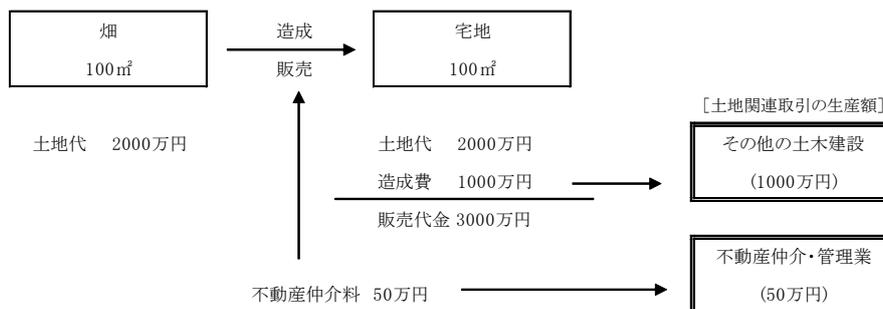
(カ) 間接税

間接税のうち、財の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の国内生産額に含める一方、流通段階で課せられる税は、商業部門の国内生産額に含む（ただし、軽油引取税については、同一工程で生産される他の石油製品との関係を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理する。）ことを原則とするが、消費税については、個々の取引の価格評価に含める。

(キ) 土地の取引

土地取得の費用は計上せず、仲介手数料及び造成・改良費のみを該当部門の国内生産額に計上する（図 3を参照）。

図 3 土地の取引に係る国内生産額の計算イメージ



(テ) 娯楽・文学作品原本の固定資本形成分の計上

娯楽・文学作品原本の対象となる部門においては、別途、内閣府からデータ提供を受ける当該固定資本形成分を国内生産額に追加計上する。

(ト) その他

令和2年表においては、新型コロナウイルス感染症に係る持続化給付金などの対応により、経済センサス活動調査において、企業会計の扱いに起因して、個人企業の「売上高」に当該給付金等分加算されている。このような場合の補正のため、別途、総務省からデータ提供を受ける分を国内生産額から減額する。

ウ 国内生産額推計上の留意点

部門別の国内生産額は、取引基本表の推計作業を行うに当たり、初めに行うものであり、投入額及び産出額は、国内生産額を確定させた上で、その内訳として推計する。そのため、国内生産額の推計は、投入額及び産出額にまで影響し、結果として、取引基本表全体の精度も左右することになる。

このように、国内生産額は、取引基本表の行部門及び列部門両面の「制御値」として重要なもの（このような位置付けから、コントロール・トータルズ (control totals)、略して「CT」と呼ばれることが多い。）であることから、計数調整を開始して以降の変更は、原則として行うべきではない。

そのため、国内生産額の推計作業は慎重に行う必要があり、国内生産額の取りまとめ段階においては、次の観点からチェックを行い、その精度を確保する必要がある。

- ① 1次統計の産業別伸び率や構成比との比較
- ② 前回表及び同年次簡易延長産業連関表の国内生産額との比較
- ③ 同年次の国民経済計算の産出額との比較

※ なお、令和2年表では、供給表推計との整合性も留意する必要がある。

また、令和2年表では、調整項相当額の扱いの変更（注1）や行基本分類の7桁（作業用）（注2）の部門ごとに10桁部門として、調整項相当額を控除（マイナス額）するための部門を設ける。

（注1）従来の調整項相当額の扱い（間接輸出に伴う内国消費税還付分）については、輸出に伴う財に関する国内卸売等に伴う内国消費税については最終的には輸出を行う卸売に対して還付されることになるところ、平成23年表までは調整項を設け、平成27年表では輸出（普通貿易）に含める対応を行っていた。令和2年表では、すべて、財の国内生産額から控除する形とし、輸出（普通貿易）からも控除される。

（注2）令和2年表では、平成27年表において1つの列基本分類に対応する行部門が複数に分割されている部門を一部統合しているが、推計作業上は分割したままで行う。7桁（作業用）はその分割した部門をいう。

エ 国内生産額推計の作業手順

(ア) 入力ファイルのデータレイアウト

各府省庁が、国内生産額推計の際に用いる入力ファイルのデータレイアウトは、表2のとおりである（推計値を修正する過程においても、同じ様式を用いる。）。

表 2 国内生産額入力ファイルのデータレイアウト

省庁 コード	分類 コード	数 量	単 価	生産額	単位	名 称	産出先情報等
-----------	-----------	-----	-----	-----	----	-----	--------

(注) 「分類コード」欄は、列部門の場合は6桁、行部門の場合は7桁（作業用）、統合品目の場合は8桁、細品目分類の場合は10桁を入力する。また、令和2年表から産出先が特定できる場合など付記する欄を設ける。

(イ) 作業手順

国内生産額推計の作業手順については、以下のとおり。

- ① 各府省庁が、担当する部門について、細品目分類の「数量」及び「単価」（数量や単価のない場合には、「生産額」）の入力を行う。
- ② 総務省が、各府省庁が作成したデータを集約し、国内生産額表を作成する。
- ③ 国内生産額表のチェック・検討の結果、修正の必要がある場合は、該当するデータを修正する。

(参考 国内生産額推計における基礎資料とその特徴)

総務省からは、国内生産額推計に関して、①経済センサス組替集計と②供給表データを提供する。

(注) 経済センサス組替集計における売上補完等のイメージ

	事業別売上（収入）金額（19区分） と品目合計の関係	経済センサス 調査票の種類		
		製造業 【04】 【17】	農/鉱/商	単独票・企 業調査票 (サービス 品目)
ア	19区分＝品目合計 (※1)	※2	※4	※5
イ	19区分<品目合計 (※1)	※2	※4	※5
ウ	19区分>品目合計(補完前) (※1)	※2	※4	※5
エ	19区分>品目合計(品目補完後)	29表 ※3	-	-
オ	19区分あり、かつ品目なし	29表 ※3	-	-
カ	売上高あり、19区分なし、かつ品目なし	29表 ※3	-	-
キ	売上高なし、19区分なし、かつ品目なし	30表 ※3	-	-

- (※1) 裏面品目を単純集計したイメージ
(※2) 組替集計 01, 05, 25, 28表の集計対象
(※3) 製造業事業所票における19区分「製造品の出荷額・加工賃収入額」及び、
詳細品目（品目別製造品出荷額、加工賃収入額）を補完
28表：ア＋イ＋ウ
※ 05表と調査品目別金額は基本的に一致する
29表：28表－ウ＋エ＋オ＋カ
30表：29表＋キ
(※4) 組替集計 01, 25表等の集計対象
(※5) 組替集計 01, 26表の集計対象

(5) 投入額推計

ア 投入額推計の基本的な方法

投入額推計とは、列部門（取引基本表のタテ）の国内生産額について、費用構成（粗付加価値構成も含む。）の内訳を推計することをいう。

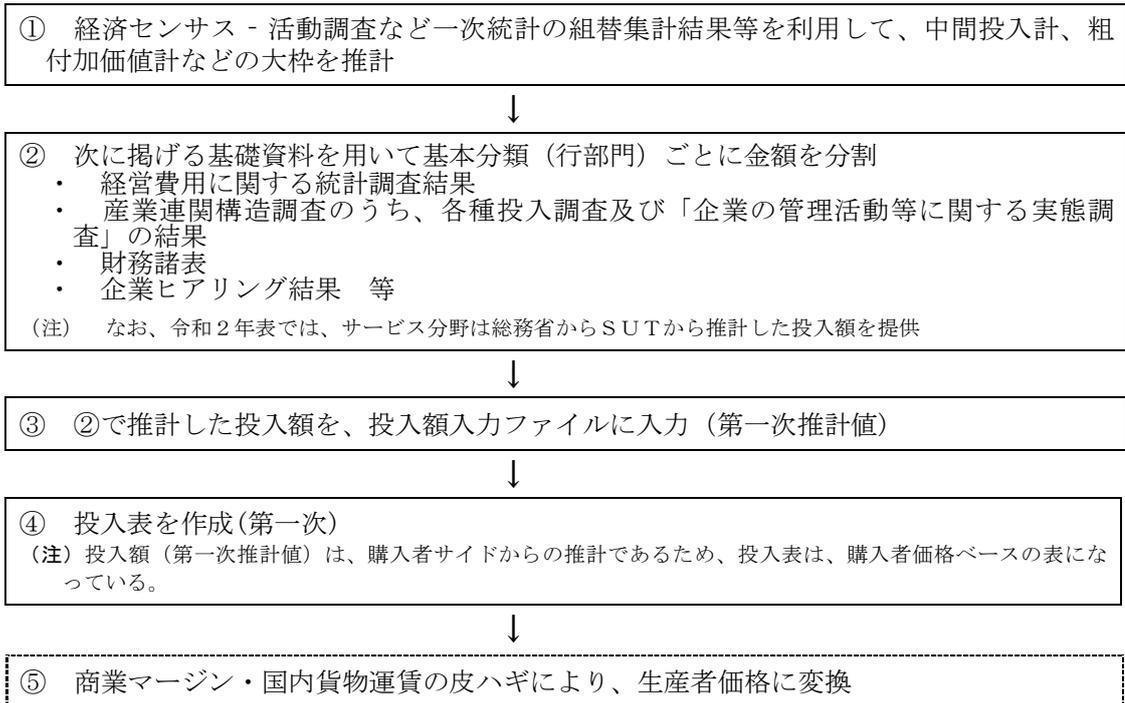
推計作業のおおまかな手順としては、原材料、燃料等の中間投入及び雇用者所得等の粗付加価値の大枠を推計した上で、細目の推計を行う。

例えば、工業製品の大部分については、まず、経済センサス - 活動調査の組替集計結果から、主要原材料使用額、燃料使用額、現金給与額、減価償却額、内国消費税額などを大枠として把握する。次に、原材料統計、生産技術に関する資料や、別途実施した産業連関構造調査等の結果を利用し、細部にわたる経費内訳を推計する。

なお、投入額の第一次推計値については、購入者価格になっていることから、生産者価格調整に対応するため、商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギを行い、生産者価格に変換する必要がある。

投入額推計の流れは、おおむね、図 4のとおりである。

図 4 投入額推計の流れ



イ 投入額推計の作業手順

- (ア) 総務省が、平成27年表の取引基本表のデータを令和2年表の部門分類で組み替えた上で、列部門ごとに、原則として平成27年表において投入があった財・サービス（行部門）の分類コード（「行コード」：7桁（作業用）、「行部門名称」及び「投入額」（初期値として0円を入力）を入力したデータを各府省庁に配布する。
 その際に用いる投入額入力ファイルのデータレイアウトは、表3のとおりである（第一次推計値を修正する過程においても、同じ様式を用いる。）。
- (イ) 各府省庁において、担当する列部門について、投入した財・サービス（行部門）の追加、削除を行った上で、投入額の入力を行う。なお、投入額の第一次推計値は購入者価格で入力し、商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギ後は、生産者価格で入力する。

表 3 投入額入力ファイルのデータレイアウト

種別	列部門担当 作成機関 コード	列 コード	列部門名称	行 コード	特殊 符号	行部門名称	修正 区分	投入額	推計方法	制約条件等
----	----------------------	----------	-------	----------	----------	-------	----------	-----	------	-------

(注) 「修正区分」欄は、「1」は削除、「2」は追加・新規、「3」は修正とする。

「推計方法」欄は、平成23年表作成時から追加した項目であり、投入額が、どのような方法によって推計されたのかをあらかじめ明示することにより、調整作業の効率化に資することを目的としている。また、令和2年表から、制約条件等には0にならないなどの制約条件を記載する。

ウ 投入額推計での留意事項

(ア) 参考試算表・サービス分野のX表（投入係数）の推計値

投入額推計のため、総務省から、前回表から価格変化等を反映して投入額を推計した参考試算表を提供する。また、令和2年表では、サービス分野はSUTから推計したX表（投入係数）の推計値を提供する。

参考試算表については、従来は投入・産出構造が基本的には前回表から変わらないという仮定の下で機械的に導出していたが、令和2年表では、2008SNAへの対応等に伴う概念変更や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、平成27年表の投入・産出構造から大きく異なると想定されるため、補正を実施する。

サービス分野のX表（投入係数）の推計値は対象部門ごとに、担当府省庁がその値も利用しながら計数調整を行う。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた調整を上記両表ともに行っているが、サービス分野の投入額推計においては、SUTから推計したX表（投入係数）の推計値を参考試算表より優先して利用する。

(イ) 個人経営の補助金

経済センサス-活動調査（及び当該組替集計結果）を用いて国内生産額推計を行い、新型コロナウイルス感染症関連の補助金に関して国内生産額から控除した場合、投入額推計では、当該控除額分を主に営業余剰から差し引く。なお、サービス分野のX表（投入係数）の推計値は当該事項を加味した推計値となっている。

(ロ) 「商業マージン」及び「国内貨物運賃」

投入額推計に当たっての重要な基礎資料である各種投入調査（産業関連構造調査の一部）は、生産物を需要（購入）した側に対する調査として行う。したがって、その結果等を基礎にして推計する投入額の第一次推計値は、購入者価格となっており、商業マージン及び国内貨物運賃は、いわゆる流通経費として、投入額に含まれている。つまり、この段階において、各列部門の商業マージン及び国内貨物運賃は、個別には推計されていない。

各列部門の商業マージン及び国内貨物運賃の投入額については、後記で記載する商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギを行うことで、暫定的に推計する。

「暫定的」としているのは、皮ハギをした金額を、令和2年表における商業マージン及び国内貨物運賃の額として扱うわけではなく、後記に記載する方法により推計した金額をもって、最終的な商業マージン及び国内貨物運賃の額として、置き換えるためである。

(ハ) 「コスト商業」及び「コスト運賃」

各列部門の「コスト商業」及び「コスト運賃」に係る投入額は、生産者価格評価表、購入者価格評価表を問わず、各列部門と〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門の交点に計上する。

(ニ) 金融部門、自家輸送部門、広告部門等

金融部門、自家輸送部門、広告部門などのように、多くの列部門への産出がなされる行部門に係る投入額については、計数調整の段階では、基本的には、産出側から推計した値を優先する。

(カ) 各列部門における粗付加価値の推計

各列部門における粗付加価値の推計については、投入側からも推計を行うが、基本的には、産出側の担当府省庁が列部門ごとに行う推計額を基礎にして、両者の調整によって決定する。

(6) 投入額の生産者価格への変換（商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギ）

前記の作業で作成した投入額（第一次）は、購入者価格ベースの表となっており、いわゆる流通経費である商業マージン及び国内貨物運賃が含まれている。つまり、この段階において、各列部門の商業マージン及び国内貨物運賃は、個別には推計されておらず、〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門には、それぞれコスト商業及びコスト運賃のみが計上されている。一方で、取引基本表は、生産者価格で評価することを基本としており、産出額は、第一次の段階から、生産者価格ベースの表になっている。したがって、次の段階の作業である生産者価格調整において、投入額と産出額の双方を生産者価格ベースで比較・調整するためには、投入額を生産者価格に変換しておく必要がある。

そこで、投入額の各取引額から商業マージン及び国内貨物運賃に相当する金額を機械的に控除する。この作業を、実務上「皮ハギ」と称している。「皮」とは、商品そのものの金額を取引のいわば「本体」と考えたとき、それが流通する過程で付加される商業マージンや国内貨物運賃が、「皮」に相当すると考えられることに由来する用語であり、「皮ハギ」とは、購入者価格ベースになっている投入表（第一次）から、「皮」に相当する流通経費を、いわば「はぎ取る」ことで、当該投入表を生産者価格ベースの表に変換することを表現したものである。なお、皮ハギは、投入の各セルについて行い、皮ハギした商業マージン（卸売と小売の2区分）及び国内貨物運賃（鉄道貨物輸送など7区分）については、その列の〔行〕商業部門又は〔行〕運輸部門との交点において、それぞれ「6付き」又は「7付き」のコードの金額として計上する（図5を参照。）

図 5 投入額の第一次推計値（購入者価格で推計されている額）に関する皮ハギの手順

ここでは、列部門(需要部門)Aと行部門(商品)Bの交点における投入額を例に、皮ハギの手順を説明する。なお、金額は一例として示したものである。

【手順1】 前回表(2015年表)の購入者価格と、商業マージン額(2区分)及び国内貨物運賃額(7区分)から、前回表ベースの商業マージン率及び国内貨物運賃率を計算する。

【① 前回表の投入表】

列コード・名称 行コード・名称	商業マージン		国内貨物運賃							購入者価格
	卸売	小売	鉄道	道路	沿海	港運	航空	利用運送	倉庫	
xxxx-xx 需要部門A yyyy-yyy 商品B	13,851	5,266	6	825	0	26	7	35	60	51,468

【② 前回表ベースの商業マージン率・国内貨物運賃率】(前回表の商業マージン額及び国内貨物運賃額を、前回表の購入者価格で除したものの)

列コード・名称 行コード・名称	商業マージン		国内貨物運賃						
	卸売	小売	鉄道	道路	沿海	港運	航空	利用運送	倉庫
xxxx-xx 需要部門A yyyy-yyy 商品B	0.269119	0.102316	0.000117	0.016029	0.000000	0.000505	0.000136	0.000680	0.001166

【手順2】 今回(2020年表)推計した投入額の第一次推計値(購入者価格)に、②で計算した各区分の率を乗じて、暫定の商業マージン額及び国内貨物運賃額を計算する。

【③ 今回表における商業マージン・国内貨物運賃の暫定額】(第一次推計値である購入者価格が60,000の場合)

列コード・名称 行コード・名称	商業マージン		国内貨物運賃							購入者価格 (第一次推計値)
	卸売	小売	鉄道	道路	沿海	港運	航空	利用運送	倉庫	
xxxx-xx 需要部門A yyyy-yyy 商品B	16,147	6,139	7	962	0	30	8	41	70	60,000

【手順3】 ③で計算した商業マージン額及び国内貨物運賃額は、前回表における購入者価格と、商業マージン額及び国内貨物運賃額との比率を基礎としている。そこで、前回表における各区分の国内生産額と、今回表における各区分の国内生産額の比率(伸び率)により、③で計算した金額を補正する。

【④ 前回表及び今回表における商業マージン及び国内貨物運賃の各区分の国内生産額】

	商業マージン		国内貨物運賃						
	卸売	小売	鉄道	道路	沿海	港運	航空	利用運送	倉庫
2015年国内生産額	卸CT15	小CT15	鉄CT15	道CT15	沿CT15	港CT15	航CT15	利CT15	倉CT15
2020年国内生産額	卸CT20	小CT20	鉄CT20	道CT20	沿CT20	港CT20	航CT20	利CT20	倉CT20

(注1)「卸CT…」とは、「卸売」のCTを意味する。「小売」においても、同様の意味である。

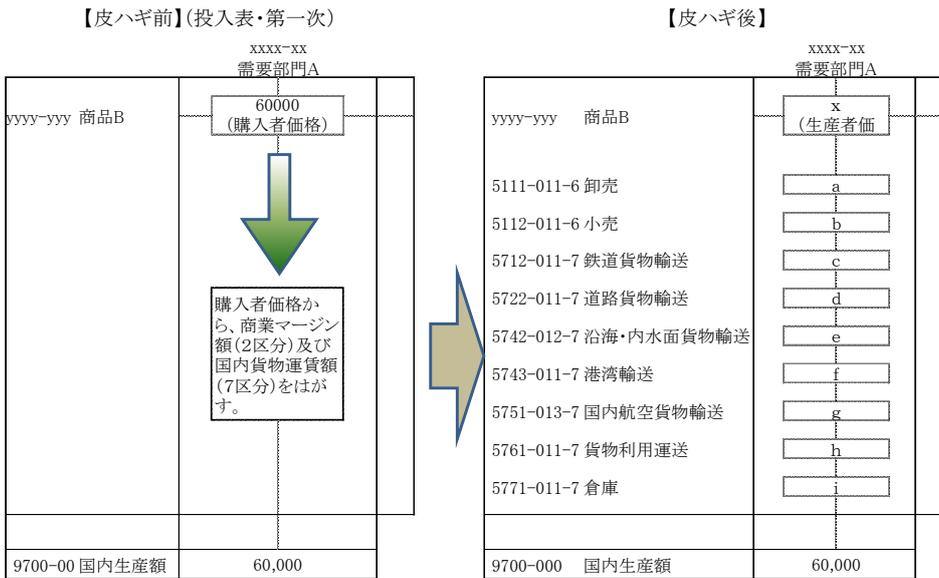
(注2)「鉄CT…」とは、「鉄道貨物輸送」のCTを意味する。他の国内貨物運賃の区分においても、それぞれ同様の意味である。

【⑤ 各区分ごとに、③で計算した金額に、前回表における国内生産額に対する今回表における国内生産額の比率を乗じる。これにより、皮ハギの金額を確定する。】

		皮ハギする金額	皮ハギした金額の計上先
商業マージン	卸売	16,147 × 卸CT20 / 卸CT15 = a	→ 需要部門A列の「卸売」の6付きコードに計上
	小売	6,139 × 小CT20 / 小CT15 = b	→ " 「小売」の6付きコードに計上
国内貨物運賃	鉄道	7 × 鉄CT20 / 鉄CT15 = c	→ " 「鉄道貨物輸送」の7付きコードに計上
	道路	962 × 道CT20 / 道CT15 = d	→ " 「道路貨物輸送」の7付きコードに計上
	沿海	0 × 沿CT20 / 沿CT15 = e	→ " 「沿海・内水面貨物輸送」の7付きコードに計上
	港運	30 × 港CT20 / 港CT15 = f	→ " 「港湾輸送」の7付きコードに計上
	航空	8 × 航CT20 / 航CT15 = g	→ " 「国内航空貨物輸送」の7付きコードに計上
	利用運送	41 × 利CT20 / 利CT15 = h	→ " 「貨物利用運送」の7付きコードに計上
	倉庫	70 × 倉CT20 / 倉CT15 = i	→ " 「倉庫」の7付きコードに計上

【⑥ 結論】 $60,000 - (a+b) - (c+d+e+f+g+h+i) = x$
 購入者価格 商業マージン 国内貨物運賃 生産者価格

以上の手順について、皮ハギの前後を表の形式で表すと、次のようになっている(実際には、この作業を、投入表の各セルについて行う。)



(7) 産出額推計

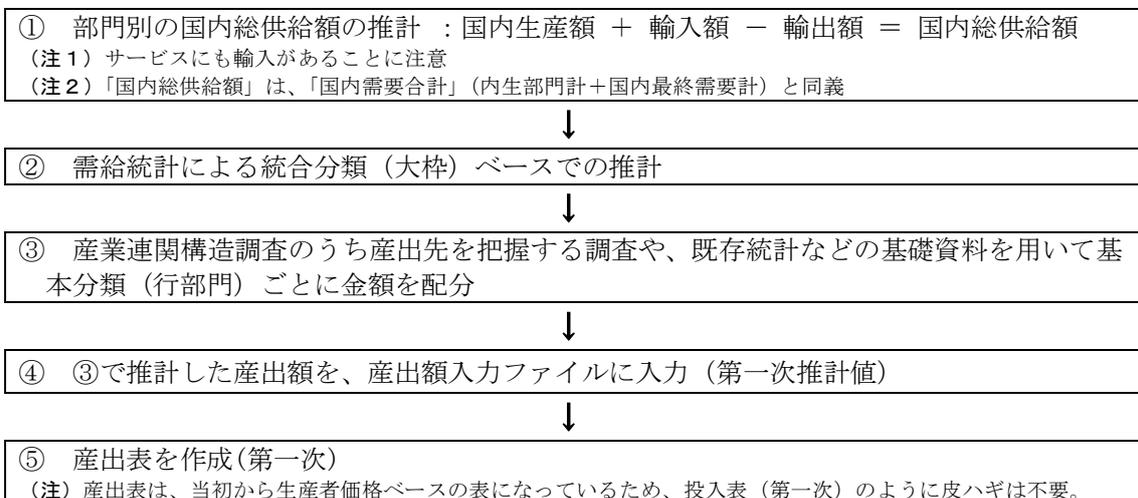
ア 産出額推計の基本的な方法

産出額推計とは、行部門（取引基本表のヨコ）別の国内生産額について、どの中間需要部門又は最終需要部門に対して販売されたのかといった販路構成の内訳額を推計することをいう。

推計作業のおおまかな手順としては、まず、部門別の国内生産額に輸入額を加えたものを「総供給額」とし、これから輸出額を差し引いたものを「国内総供給額」とする（ただし、輸出入の金額を詳細に把握できるのは、専ら、財についてであり、サービスについては、詳細なデータが不足している。）。この国内総供給額を、細品目分類ごとの特性に応じて、各種の需給統計を利用して、各需要部門に配分していく。

産出額推計の流れは、おおむね、図 6のとおりである。

図 6 産出額推計の流れ



イ 産出額推計の作業手順

(ア) 総務省が、平成27年表の取引基本表のデータを令和2年表の部門分類で組み替えた上で、行部門ごとに、原則として平成27年表において産出があった部門（列部門）の分類コード（「列コード」：6桁）、「列部門名称」及び「産出額」（初期値として0円を入力）を入力したデータを各府省庁に配布する。

その際に用いる産出額入力ファイルのデータレイアウトは、表4のとおりである（第一次推計値を修正する過程においても、同じ様式を用いる。）。

表4 産出額入力ファイルのデータレイアウト

種別	行部門担当 作成機関 コード	行 コード	特殊 符号	行部門名称	列 コード	列部門名称	修正 区分	産出額	推計方法	制約条件等
----	----------------------	----------	----------	-------	----------	-------	----------	-----	------	-------

(注) 「修正区分」欄は、「1」は削除、「2」は追加・新規、「3」は修正とする。

「推計方法」欄は、平成23年表作成時から追加した項目であり、産出額が、どのような方法によって推計されたのかをあらかじめ明示することにより、調整作業の効率化に資することを目的としている。また、令和2年表から、制約条件等には、0にならないなどの制約条件を記載する。

(イ) 各府省庁において、担当する行部門について、産出した財・サービス（列部門）の追加、削除を行った上で、産出額の入力を行う。なお、産出額は、商品の生産者に対する調査等を基礎にして推計することから、推計の結果として得られる金額は、当初から、生産者価格になっており、投入額のように皮ハギを行う必要はない。

ウ 産出額推計での留意事項

(ア) 細品目分類ごとの産出先の特定

細品目分類ごとに産出先が特定できるかどうか検討し、特定できた場合、計数調整では産出側の当該推計値を優先する。

(イ) 資本減耗引当

社会資本に係る資本減耗引当については、非市場生産者（一般政府）の各部門に産出する。また、令和2年表からファイナンス・リースの減耗分は借り手側部門に産出するため、(列) 借り手部門の(行) 資本減耗引当の投入比率は平成27年表と比較して高くなると想定される（(列) 借り手部門×(行) 物品賃貸業の値は従来受取リース料から元本相当額分小さくなる）。

(ウ) 生命保険及び損害保険等

「生命保険」については、再保険に関わる分を自交点に産出し、それ以外を「家計消費支出」に産出する。「損害保険」については、再保険に関わる分を自交点に産出し、それ以外を「家計消費支出」のほか、内生部門に対しても産出する。

※ なお、利子については、平成17年表までの金融の「帰属利子」は、68 SNA（国際連合が1968年（昭和43年）に採択した国民経済計算の体系をいう。以下同じ）に基づき、貸出残高に応じて内生部門にのみ配分し（家計との取引については、住宅ローンを「住宅賃貸料（帰属家賃）」に配分）、本来、最終需要に産出すべき金額については、「分類不明」との交点に計上する特殊な扱いをしていたが、平成23年表からはF I S I Mを導入したことにより、内生部門のほか、「家計消

費支出」等に対しても産出している。

(エ) 住宅賃貸料（帰属家賃）

持家等に係る「住宅賃貸料（帰属家賃）」については、その全てを「家計消費支出」に産出する。

(オ) 広告料金収入

「民間放送」、「新聞」、「出版」等における広告料金収入は、屑・副産物ではないものの、「トランスファー方式」により、それを一旦、主生産物部門である「広告」へ産出した後、「広告」から各需要部門へ産出する。

(カ) 屑・副産物

① 屑・副産物は、原則として「マイナス投入方式（ストーン方式）」により表章することから、競合部門と当該屑・副産物が発生する列部門との交点はマイナス値で、当該屑・副産物を投入する列部門との交点はプラス値で計上する。また、平成17年表以降では、[列]「再生資源回収・加工処理」には、回収・加工に係る経費のみを計上することとしたことから、[行]「再生資源回収・加工処理」は、屑・副産物が投入される列部門との交点に産出する。

② 農産物及び食料品部門は、「一括方式」により、本来の生産物と屑・副産物として発生する生産物とを区別せず、一括して各需要部門に産出する。

(キ) 非市場生産者（一般政府）及び非市場生産者（対家計民間非営利団体）の活動

生産者又は家計から支払われた個別の料金相当額は、その負担部門（内生部門又は「家計消費支出」）に、研究・開発に係る支出は、「国内総固定資本形成（公的）」、「国内総固定資本形成（民間）」に計上し、残りの額を、一般政府消費支出部門又は対家計民間非営利団体消費支出部門に計上する。

中央及び地方政府の一般的な行政活動を内容とする「公務」の産出先は、ほとんどが中央又は地方政府の集会的消費支出となる。

(ク) 普通貿易

普通貿易については、輸出入とも貿易統計の組替集計の結果を採用する（輸入については、後記を参照）。

ただし、輸出については、FOB価格（本船渡し金額）のため、国内の生産地から輸出港（又は空港）に到達するまでの商業マージン及び国内貨物運賃を含んでいる。そこで、FOB価格から、商業マージン及び国内貨物運賃の皮ハギを行い、生産者価格に変換する必要がある。一方、輸入については、CIF価格であり、国内に流通する前段階の金額であることから、生産者価格に相当するものであり、輸出の場合のような変換処理は必要ない。

なお、取引額は、一般的に、まず、生産者価格を推計し、その後、商業マージン及び国内貨物運賃の金額を推計して購入者価格を求めるが、普通貿易の取引額については、購入者価格が貿易統計の組替集計と一致するため、一般的な取扱いとは逆に、まず、購入者価格を推計した上で、商業マージン及び国内貨物運賃の金額を推計して生産者価格を求める。

※ 従来の調整項相当額の扱い（間接輸出に伴う内国消費税還付分）について

輸出に伴う財に関する国内卸売等に伴う内国消費税については最終的には輸出を行う卸売に対して還付されることになるところ、平成23年表までは調整項を設け、平成27年表では輸出（普通貿易）に含める対応を行っていた。令和2年表では、すべて、財の国内生産額から控除する形とし、輸出（普通貿易）からも控除する。

(ケ) 輸出入以外の最終需要の推計

家計消費部門や在庫純増部門、国内総固定資本形成部門など、輸出入以外の最終需要部門については、産出側からも推計を行うが、基本的には、投入側からの推計額を基礎にして、両者の調整によって決定する。

(8) 計数調整作業（その1：総論）

ア 計数調整作業の概要

投入額と産出額は、それぞれ別々の基礎資料を用い、推計方法も異なる。そのため、同じセルであっても、投入側から推計した金額と産出側から推計した金額は、当初は一般的に異なっている。計数調整作業は、取引基本表のセルの一つ一つに関し、それぞれの推計した投入額及び産出額について、推計方法の妥当性等の観点から協議し、より妥当性が高いと考えられる金額に一致させていく作業であり²³、これにより、最終的には、投入と産出のバランスがとれた一つの取引基本表が完成する。

計数調整作業には、大きく分けて、併記リストによる「生産者価格調整」と、調整リストによる「購入者価格調整」の二つがある。なお、取引基本表と各種付帯表との間の計数調整も別途行う。

計数調整作業のおおまかな流れについては、図7のとおりである。

イ 基礎統計の信頼度

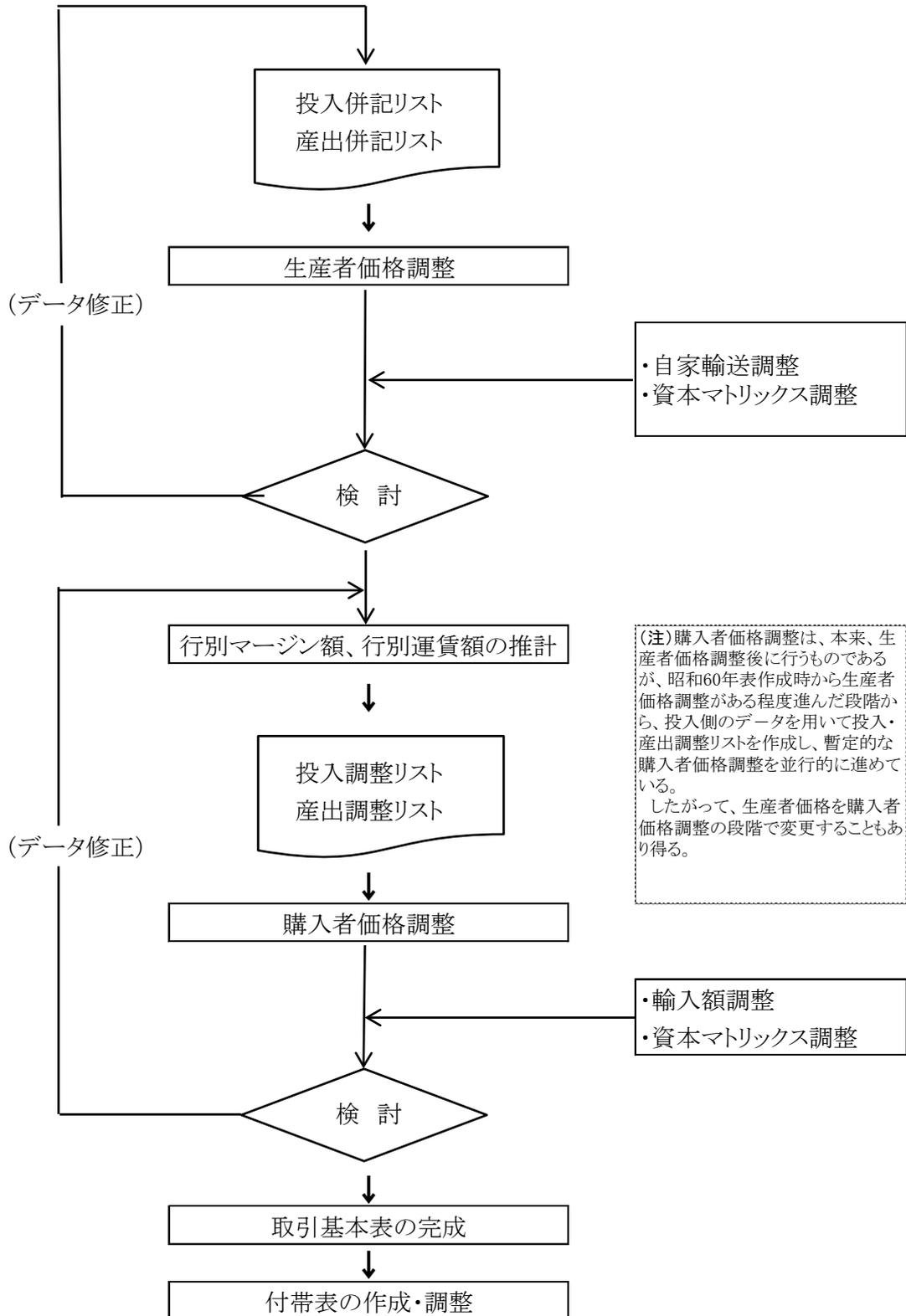
計数調整作業の際には、推計の基礎となった統計の信頼度が問題になるが、一般的には、情報のカテゴリー別に、次のような順でデータの優先順位を考えている。なお、ここで「一般的」としているのは、資料を個別に見た場合に、業務統計であっても、貿易統計のように、優先順位の高い情報があるからである（以下の②及び④については、標本規模だけでなく、精度設計についても信頼度を測る目安になると考えられる。）。

- ① 定期的に行われる統計調査（全数調査）の結果
- ② 定期的に行われる統計調査（大規模標本調査）の結果
- ③ 産業関連構造調査の結果
- ④ 定期的に行われる統計調査（①②以外の調査）の結果
- ⑤ 業務統計、業務資料（政府・独立行政法人・特殊法人等）
- ⑥ 不定期に行われる統計調査の結果

²³投入額及び産出額は、国内生産額を確定させた上で、その内訳として推計するものである。したがって、計数調整の開始後に国内生産額を変更すると、当該部門の投入額及び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、結果として、取引基本表の推計作業が遅延することはもとより、取引基本表全体の精度も左右することになる。したがって、計数調整作業の開始後における国内生産額の変更は、原則として行うべきではない。

- ⑦ 業務統計、業務資料（民間）
- ⑧ ヒアリング結果その他の情報

図 7 計数調整作業の流れ



(9) 計数調整作業（その2：生産者価格調整）

ア 個々のセルについて、投入額と産出額（いずれも生産者価格）を併記したリストを作成し、両者が一致するまで繰り返し調整作業を行う²⁴。

一般的には、投入額推計のためのデータに比べ、産出額推計のためのデータが乏しいなど推計基礎資料の制約が見られることから、生産者価格調整においては、主として、投入額のデータに計数調整の際の主導的な役割を与えることが多い。

イ 併記リストは、次の2種類のものを用意する。様式イメージについては、図8を参照。

① 投入併記リスト

列部門ごとに、当該列部門担当者（当方）が推計した投入額推計値と、各行部門担当者（相手方）が推計した当該列部門への産出額推計値とを併記したもの。

② 産出併記リスト

行部門ごとに、当該行部門担当者（当方）が推計した産出額推計値と、各列部門担当者（相手方）が推計した当該行部門の投入額推計値とを併記したもの。

図8 併記リストの様式イメージ

① 投入併記リスト

府省庁 府省庁	列コード 行コード	列部門名称 行部門名称	投入部門の推計		産出部門の推計		差額 ①-②	差率 ①/②	（参考情報）				制約条件あり	
			金額 ①	投入係数 推計方法	金額 ②	投入係数 推計方法			金額	投入係数	参考試算値			ハガシ額
							金額	投入係数			マージン	運賃		産出部門 CT-TOTAL
XX	XXXX-XX	〇〇〇〇												
YY	aaaa-aaa	〇〇〇〇												
YY	bbbb-bbb	〇〇〇〇												
YY	cccc-ccc	〇〇〇〇												
ZZ	dddd-ddd	〇〇〇〇												
XX	eeee-eee	〇〇〇〇												
	...													
	5111-011-6	卸売												
	5712-011-7	鉄道貨物輸送												
	.													
99	9700-000	国内生産額												
99	9995-000	TOTAL												
99	9998-000	CT-TOTAL												

- ・国内生産額は、列部門のものを表章
- ・TOTAL=Σ投入部門推計値 又はΣ産出部門の推計値、又はΣ試算値
- ・CT-TOTAL=国内生産額-TOTAL
- ・差額=自分の推計値-相手の推計値
- ・差率=自分の推計値/相手の推計値（小数第6位まで表章）
- ・産出部門CT-TOTALは、相手の部門のCT-TOTAL（現状）
- ・投入係数=各部門の投入額/国内生産額（小数第6位まで表章）
- ・表例は、府省庁コード>行部門コードの順
- ・1(列)部門1シート、1府省庁1ファイル

(注1) 「参考試算値」欄の「金額」とは、前回表における各部門の投入構造が、今回表でも全く変化がないと仮定した場合の金額を計上する。しかし、最新の構造が反映されていないため、あくまで「参考」として扱うべきものである。

(注2) 「ハガシ額」とは、皮ハギをしたマージン・運賃それぞれの合計金額をいう。

(注3) 令和2年表から、「制約条件あり」は、事前の調整リストで制約条件等の欄に記載がある場合に○を付す。

²⁴ 機械的にバランス調整を図る手法も考えられる。平成12年表の速報段階で調整の最終段階に用いられたことがあるが、それ以降、その際の課題があったことから採用しなかった。

② 産出併記リスト

*** 産出併記リスト ***

yyyy/mm/dd page=1

府省庁	行コード	行部門名称	産出部門の推計			投入部門の推計			差額	差率	参考試算値		投入部門 CT-TOTAL	制約条件あり
			金額 ①	産出 係数	推計 方法	金額 ②	産出 係数	推計 方法			金額	産出 係数		
XX	xxxx-xxx	○○○○												
	YY	AAAA-AA	○○○○											
	YY	BBBB-BB	○○○○											
	YY	CCCC-CC	○○○○											
	ZZ	DDDD-DD	○○○○											
	XX	EEEE-EE	○○○○											
	.													
	.													
	.													
	.													
	99	9700-00	国内生産額											
	99	9995-00	TOTAL											
	99	9998-00	CT-TOTAL											

- ・国内生産額は、行部門のものを表章
- ・TOTAL=Σ産出部門の推計値 又はΣ投入部門の推計値、又はΣ試算値
- ・CT-TOTAL=国内生産額-TOTAL
- ・差額=自分の推計値-相手の推計値
- ・差率=自分の推計値/相手の推計値 (小数第6位まで表章)
- ・投入部門CT-TOTALは、相手の部門のCT-TOTAL(現状)
- ・産出係数=各部門の産出額/国内生産額 (小数第6位まで表章)
- ・表側は、府省庁コード>列部門コードの順
- ・1(行)部門1シート、1府省庁1ファイル

ウ 新たな計数調整作業（「バランスー会議」）

従来、計数調整作業のために関係府省庁の作業担当者が一堂に会する計数調整会議を開催しており、平成27年表では1回1週間程度の会議を4回開催した。しかし、担当者の知見に差があり一部有効に機能しないなど改善の余地があった。

そこで、計数調整会議を以下のように見直した。

- ① これまでの全担当者が相対する「計数調整会議」を継続
 - なお、メンバーC（以下②を参照）同士が相対する調整には、事務局が同席しフォローする。
- ② ただし、幹事会メンバーを次のように再編し以下のとおり関与する事務を追加
 - メンバーA（バランスー） 総務省（政策統括官室）、内閣府、経産省、農水省、厚労省
 - メンバーB 国交省（運輸、建設）
 - メンバーC 金融庁、財務省、環境省、文科省、総務省（統計局）
- ③ 計数調整会議の前に、メンバーAを中心としてマクロ的視点から計数を確認する「バランスー会議」を開催
 - メンバーAは各府省からそれぞれ原則1名以上、総務省第2庁舎に集合する
 - メンバーAで集合しない担当者、メンバーB、CはWEBで参加する
 - なお、行部門担当府省庁は産出先が特定されている場合や産出先が大きく変わったなどの情報があればあらかじめ報告する（表4の産出先入力ファイルなどを利用する。）。バランスー会議では、GDPとの乖離状況、投入額と産出額との乖離状況等を確認する。
- ④ バランスー会議の開催日程は、計数調整会議が始まる数日前に2～3時間の開催とする。

計数調整会議の作業自体は、従来と同様に、投入併記リスト及び産出併記リストを用いて、一つ一つのセルについて、それぞれ推計した金額を、推計方法の妥当性等の観点から審査し、より妥当性の高いと考えられる金額に一致させていく。

また、計数調整会議の結果、担当部門の投入額又は産出額に変更が生じた場合は、それぞれの修正データを作成し、期限内に総務省へ提出する。その際には、投入額の修正の場合には表 3、産出額の修正の場合には表 4に示した各入力ファイルに入力して、総務省に提出する。

(10) 計数調整作業（その3：購入者価格調整）

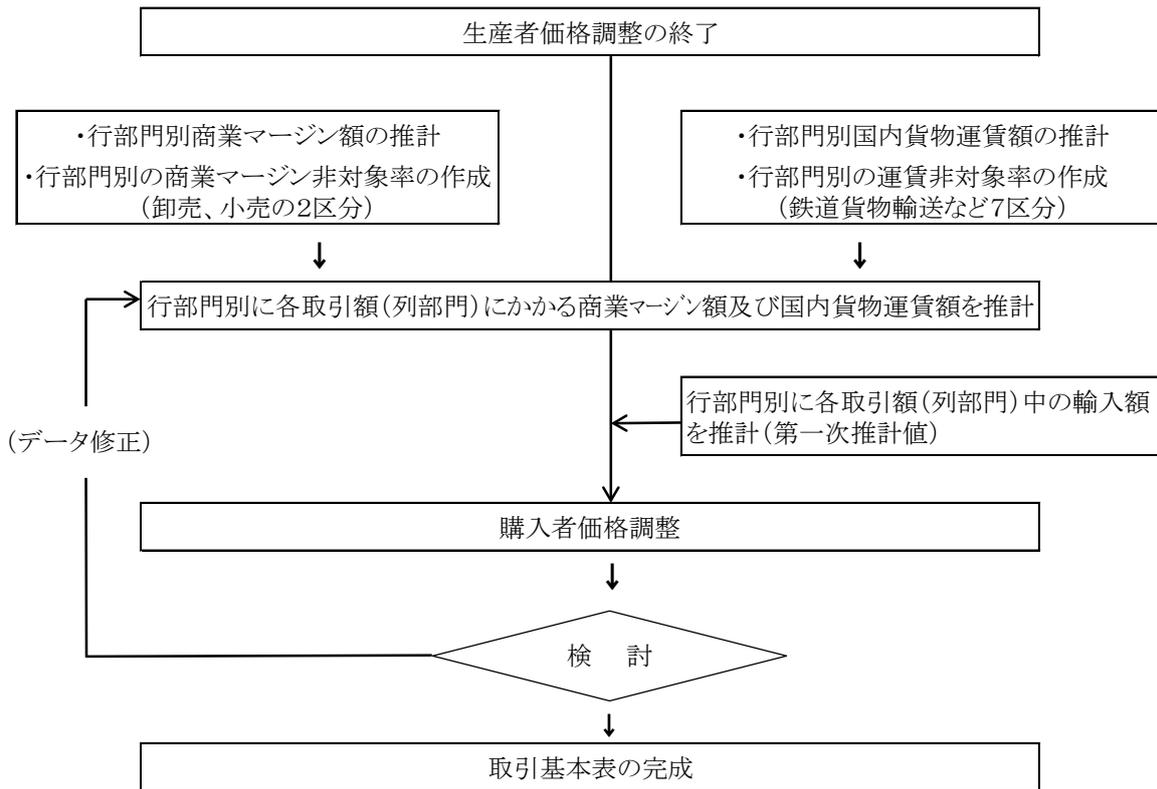
ア 購入者価格調整は、生産者価格調整によって決定した各セルの取引額に、商業マージン額及び国内貨物運賃額を再度配分して、購入者価格を決定する作業である。また、購入者価格調整に並行して、生産者価格の内数である輸入額の推計（輸入品の需要先推計）を行う。

具体的には、図 10に示す調整リストを作成し、各セルにおける輸入額（生産者価格の内数）、商業マージン額、国内貨物運賃額及び購入者価格について調整がとれるまで（つまり、取引額、輸入額、商業マージン額及び国内貨物運賃額のそれぞれについて、投入額と産出額が一致し、かつ、各国内生産額と一致するまで）、繰り返し調整作業を行う。購入者価格調整の流れは、おおむね図 9のとおりである。

また、購入者価格調整は、主たる内容が、商業マージン額及び国内貨物運賃額の配分作業であることから、生産者価格調整の際のような会議の形式はとらない。

なお、購入者価格調整は、本来、生産者価格調整後に行うものであるが、昭和60年表作成時から生産者価格調整がある程度進んだ段階から、投入側のデータを用いて投入・産出調整リストを作成し、暫定的な購入者価格調整を並行的に進めている。したがって、生産者価格を購入者価格調整の段階で変更することもあり得る。

図 9 購入者価格調整の流れ



イ 調整リストは、次の2種類のものを用意する。令和2年表の推計に当たって用いる様式イメージについては、図 10を参照。

① 投入調整リスト

列部門ごとに、投入品目別（つまり行部門別）の生産者価格、輸入額（生産者価格の内数）、商業マージン額（2区分）、国内貨物運賃額（7区分）及び購入者価格を表示したもの。

② 産出調整リスト

行部門ごとに、産出先別（つまり列部門別）の生産者価格、輸入額（生産者価格の内数）、商業マージン額（2区分）、国内貨物運賃額（7区分）及び購入者価格を表示したもの。

図 10 調整リストの様式イメージ

① 投入調整リスト

投入調整リスト ### yyyy/mm/dd page=1

府省庁 府省庁	列コード 行コード	列部門名称 行部門名称	生産者価格		商業		国内貨物運賃							購入者 価格			
				輸入 (内数)	卸	小売	鉄道	道路	沿海	港湾	航空	利用運 送	倉庫		計		
XX	XXXX-XX	〇〇〇〇															
YY	aaaa-aaa	〇〇〇〇															
YY	bbbb-bbb	〇〇〇〇															
YY	cccc-ccc	〇〇〇〇															
ZZ	dddd-ddd	〇〇〇〇															
XX	eeee-eee	〇〇〇〇															
	...																
	5111-011-6	卸売			マイナス表章												
	5712-011-7	鉄道貨物輸送				マイナス表章											
	.																
	.																
99	9700-000	国内生産額															
99	9995-000	TOTAL															
99	9998-000	CT-TOTAL															

- ・国内生産額は、列部門のものを表章
- ・TOTAL=各項目の合計値
- ・CT-TOTAL=国内生産額-TOTAL
- ・表例は、府省庁コード>行部門コードの順
- ・1(列)部門1シート、1府省庁1ファイル
- ・ページはファイル内通し番号

② 産出調整リスト

産出調整リスト ### yyyy/mm/dd page=1

府省庁 府省庁	行コード 列コード	行部門名称 列部門名称	生産者価格		商業		国内貨物運賃							購入者 価格			
				輸入 (内数)	卸	小売	鉄道	道路	沿海	港湾	航空	利用運 送	倉庫		計		
XX	XXXX-XXX	〇〇〇〇															
YY	AAAA-AA	〇〇〇〇															
YY	BBBB-BB	〇〇〇〇															
YY	CCCC-CC	〇〇〇〇															
ZZ	DDDD-DD	〇〇〇〇															
XX	EEEE-EE	〇〇〇〇															
	.																
	.																
	.																
	.																
99	9700-00	国内生産額															
99	9995-00	TOTAL															
99	9998-00	CT-TOTAL															

- ・国内生産額は、行部門のものを表章
- ・TOTAL=各項目の合計値
- ・CT-TOTAL=国内生産額-TOTAL
- ・表例は、府省庁コード>列部門コードの順
- ・1(行)部門1シート、1府省庁1ファイル
- ・ページはファイル内通し番号

ウ 商業マージン額及び国内貨物運賃額の推計

購入者価格調整では、行部門ごとに推計した商業マージン額及び国内貨物運賃額を、生産者価格となっている各セルに、配分・上乘せする。そのため、ここで推計した商業マージン額及び国内貨物運賃額が、生産者価格調整の前段階において暫定的に皮ハギした商業マージン額及び国内貨物運賃額と大きく異なる場合には、計数調整に影響を与える場合がある。

なお、基本分類の取引基本表では、商業マージン額については2区分（卸売、小売）、国内貨物運賃額については7区分（鉄道貨物輸送など。後記を参照）で表章する。これら商業マージン額及び国内貨物運賃額について、従来、「商業マージン表」や「国内貨物運賃表」として別途公表していたが、令和2年表では、取引基本表に組み込んで必要に応じ抽出する形で公表する（取引基本表と商業マージン表・国内貨物運賃表との関係については、図 11を参照）。

図 11 取引基本表と商業マージン表・国内貨物運賃表との関係

① 購入者価格評価表(ひな型)

	中間需要					最終需要	需要合計	控除		国内生産額	
	A	B	C	商業	運輸			商業マージン	国内貨物運賃		
中間投入	A	30 (5+5)				125 (17+8)	410	-70	-40	300	
	B	55 (10+5)	55 (10+5)	90 (12+8)	70 (18+12)						15 (3+2)
	C	165 (35+20)									
商業運輸		0	0			0	900	0	900		
粗付加値	0	0	700	700	
国内生産額	300										

(注) ()内は、(商業マージン+国内貨物運賃)であり、購入者価格の内数である。これらを抜き出して統合中分類で一覧表にしたのが、「商業マージン表」及び「国内貨物運賃表」である。

② 商業マージン表(ひな型)

	中間需要					最終需要	合計	
	A	B	C	商業	運輸			
中間投入	A	5				17	70	
	B	10	10	12	18			3
	C	35						
商業運輸		-50					-900	
		0						
合計	0						0	

③ 国内貨物運賃表(ひな型)

	中間需要					最終需要	合計	
	A	B	C	商業	運輸			
中間投入	A	5				8	40	
	B	5	5	8	12			2
	C	20						
商業運輸		0					0	
		-30					-700	
合計	0						0	

(7) 商業マージン額の推計 (計算方法のイメージについては、図 12を参照)

① 卸売・小売別商業マージン総額の推計

経済センサス - 活動調査の結果等から、「卸売」及び「小売」の商業マージン総額を推計する(図 12の手順 1)²⁵。

② 行部門別商業マージン額の推計

①と同様の資料により、「卸売」「小売」それぞれの商業マージン総額を、まず、大まかな生産物群別に分割し、順次、小さな群について分割を進め、最終的に、「行部門別商業マージン額」(以下「行別マージン額」という。)を推計する(図 12の手順 2)。

²⁵ 商業部門が負担した支払貨物運賃は、商業マージンには含めず、国内貨物運賃の国内生産額として処理する。

図 12 商業マージン額の計算イメージ
(医薬品に関する小売マージンを想定した簡易な例)

【手順1】商業マージン総額の推計



【手順2】商業マージン総額を行部門別に分解(行別マージン額を求める。)

行部門	小売マージン
AAA	xxxx
BBB	yyyy
...	
医薬品	300 ...A
...	
...	
CT	

《取引基本表(購入者価格調整前の生産者価格評価表)》

	中間需要				最終需要	輸出	CT
	医薬品	病院	薬局	学校	家計		
AAA							
BBB							
...							
医薬品	310	300	300	10	70	10	1000
商業	5	80	160	5	45	0	295
...							
CT	1000						

← 一皮ハギで求めた商業マージンの暫定的な推計値

【手順3】医薬品について、マージンがかからない取引の割合(%) (=商業マージン非対象率)の作成

中間需要					最終需要
	医薬品	病院	薬局	学校	家計
	95%	50%	20%	10%	0%

...C

0% = すべての取引にマージンがかかる。
100% = すべての取引にマージンがかからない。

【手順4】取引基本表の金額(B)に、「1-商業マージン非対象率(C)」を乗じて、取引額ごとに、マージンがかかる取引額(D)を求め、それを行部門で合算する(E)。

中間需要					最終需要	計
医薬品	病院	薬局	学校	家計		
16	150	240	9	70	485 ...E	

D

【手順5】DのEに対する比率で医薬品のマージン額(300...A)を案分する。

中間需要					最終需要	計
医薬品	病院	薬局	学校	家計		
10	93	148	6	43		300

【手順6】手順5で推計した金額を取引基本表の医薬品の各取引額に上乘せする。

《取引基本表(購入者価格評価表)》

	中間需要				最終需要	輸出	(控除マージン)	CT
	医薬品	病院	薬局	学校	家計			
AAA								
BBB								
...								
医薬品	320	393	448	16	113	10	-300	1000
商業	0	0	0	0	0	0	300	300
...								
CT	1000							

《取引基本表(最終的な生産者価格評価表)》

	中間需要				最終需要	輸出	CT
	医薬品	病院	薬局	学校	家計		
AAA							
BBB							
...							
医薬品	310	300	300	10	70	10	1000
商業	10	93	148	6	43	0	300
...							
CT	1000						

③ 商業マージン非対象率の作成

生産物の取引について、その全てに商業マージンがかかるとは限らず、マージン率が一定であるとも限らない。そこで、行部門の担当府省庁において、経済センサス - 活動調査の結果や各種の資料・情報等に基づいて、各生産物（行部門）の各取引額（列部門別産出額）について、それぞれの程度の取引が、商業マージンのかからない取引であるのかを推計し、「商業マージン非対象率」（商業マージンのかからない取引の比率をいう。例えば、商業マージンが全くかからない場合が100パーセント、全ての取引に商業マージンがかかる場合には0パーセント）を作成する（図 12の手順3）。取引先によって商業マージン非対象率に差異が生ずる要因としては、次のようなものが考えられる。

- a 自工場消費
- b 自社他工場消費
- c 他社直売・卸売についての小売直売
- d 割引マージン率の有無
- e リベートの有無
- f 流通系統の違い
- g 多段階流通（1次卸、2次卸、3次卸等）の有無

④ 各生産物（行部門）の各取引額に「1 - 商業マージン非対象率」を乗じて、各取引額のうち商業マージンがかかる金額（i）（図 12の手順4のD）を計算する。これを行部門別に合計し、「行部門別商業マージン対象取引額」（ii）（図 12の手順4のE）を求める。

⑤ ④で計算した（i）の（ii）に対する比率で、②の行別マージン額を案分し、各生産物（行部門）の取引別商業マージン額（第一次推計値）を推計する（図 12の手順5）。

⑥ ⑤で計算した各生産物（行部門）の取引別商業マージン額（第一次推計値）は、購入者価格調整の一環として計数調整を行う。

(イ) 国内貨物運賃額の推計（計算方法のイメージについては、図 12で示した商業マージンの場合とおおむね同様である。）

① 運輸部門の国内生産額の推計

次に掲げる7区分別に貨物運賃総額（生産者価格評価表における運輸部門の国内生産額。コスト運賃を含む。）を推計する。

- i) 鉄道貨物輸送
- ii) 道路貨物輸送
- iii) 沿海・内水面貨物輸送
- iv) 港湾運送
- v) 国内航空貨物輸送
- vi) 貨物利用運送
- vii) 倉庫

② 行部門（輸送する生産物）別貨物運賃額の推計

どのような生産物がどのような輸送機関によって輸送されたかを勘案しながら、7区分の貨物運賃総額のそれぞれについて、まず、大きく生産物群別に分割し、順次、小さな生産物群について分割を進め、最終的に、行部門別の貨物運賃総額を推計する。

③ コスト運賃額の分離

行部門別の貨物運賃総額から、別途推計した行部門別のコスト運賃額を控除し、「行部門別国内貨物運賃額」（以下「行別運賃額」という。）を推計する²⁶。

④ 運賃非対象率の作成

各生産物の担当府省庁において、各生産物（行部門）の各取引額（列部門別産出額）についても、それぞれどの程度の取引が、運賃のかからない取引であるのかを推計し、「運賃非対象率」（運賃がかからない取引の比率をいう。例えば、運賃が全くかからない場合が100パーセント、全ての取引に運賃がかかる場合には0パーセント）を作成する（図 12の手順3に相当）。取引先によって運賃非対象率に差異が生ずる要因としては、次のようなものが考えられる。

- a 自工場消費分の有無とその割合
- b 自家輸送分の割合
- c パイプライン輸送の有無
- d 輸送距離の長短
- e 割引運賃の適用の有無

⑤ 各生産物（行部門）の各取引額に「1－運賃非対象率」を乗じて、各取引額のうち運賃がかかる金額（i）（図 12の手順4のDに相当）を計算する。これを行部門別に合計し、「行部門別運賃対象取引額」（ii）（図 12の手順4のEに相当）を求める。

⑥ ⑤で計算した（i）の（ii）に対する比率で、③の行別運賃額を案分し、各商品（行部門）の取引別国内貨物運賃額（第一次推計値）を推計する（図 12の手順5に相当）。

⑦ ⑥で計算した各生産物（行部門）の取引別国内貨物運賃額（第一次推計値）は、購入者価格調整の一環として計数調整を行う。

エ 輸入品の需要先推計

(ア) 概要

生産者価格調整は、国産品と輸入品とを区分することなく、行部門ごとに両者の合計で行う。しかし、購入者価格調整では、生産物（行部門）別の輸入額（図 13の「(控除) 輸入」の絶対値である「35」に相当）を、需要先（列部門）別に配分することで、各取引額の内数である輸入額（図 13の〔行〕Bの各取引額に含まれる「(5)」「(15)」「(10)」及び「(5)」に相当）を推計する。推計は、「普通貿易」、

²⁶ 貨物運賃総額からコスト運賃額を控除した国内貨物運賃額が、特殊符号の「7」が付される「国内貨物運賃」である。なお、商業部門が負担した支払貨物運賃は、商業マージンには含めず、国内貨物運賃の国内生産額として処理する。

「特殊貿易」、「直接購入」、「関税」及び「輸入品商品税」のそれぞれについて、各行部門別に行う。具体的な作成方法は、後記記載のとおりである。

なお、輸入額は、従来、「輸入表」として別途公表していたが、令和2年表では、取引基本表に組み込んで必要に応じ抽出する形で公表する（取引基本表と輸入表との関係については、図13を参照）。

図13 取引基本表と輸入表との関係

① 生産者価格評価表(ひな型)

	中間需要				最終需要				国内生産額	
	A	B	C	D	消費	投資	輸出 (控除)	輸入		
中間投入	A		55 (10)						100 (35)	
	B	20 (5)	10 (0)	50 (15)	10 (0)	20 (10)	15 (5)	10 (0)		-35 (-)
	C		10 (5)							
	D		5 (0)							
粗付加価値		20								
国内生産額		100 (15)								

(注) ()内は、輸入額であり、内数である。これを抜き出して統合中分類で一覧表にしたのが、「輸入表」である。

↓

② 輸入表

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	需要合計
A		10						
B	5	0	15	0	10	5	0	35
C		5						
D		0						
内生部門計		15						

(イ) 推計方法 (図14を参照)

① 普通貿易

まず、貿易統計を組替集計することにより取引基本表の行部門別の輸入額を計算する。次いで、この行部門別の輸入額が、どの列部門に、どれだけの需要があったのかを推計する。推計は各行部門に属する個々の輸入品ごとに、その生産物特性及び「輸入品需要先調査」の結果等に基づいて行うが、需要部門の特定が困難な輸入品については、その商品の属する行部門の輸入係数（輸入計の絶対値／国内総供給額＝輸入計の絶対値／国内需要合計）を用いて計算する。

② 特殊貿易

特殊貿易については、個々の財・サービスの商品特性に応じて需要部門を特定することにより推計するが、推計資料が不備な行部門については、当該行部門の輸入係数を用いて計算する。

③ 直接購入

直接購入については、その定義・範囲から、全額を「家計消費支出」に配分する。

④ 関税

関税については、普通貿易に係る行部門別輸入額の需要先別比率に応じて配分

する。

⑤ 輸入品商品税

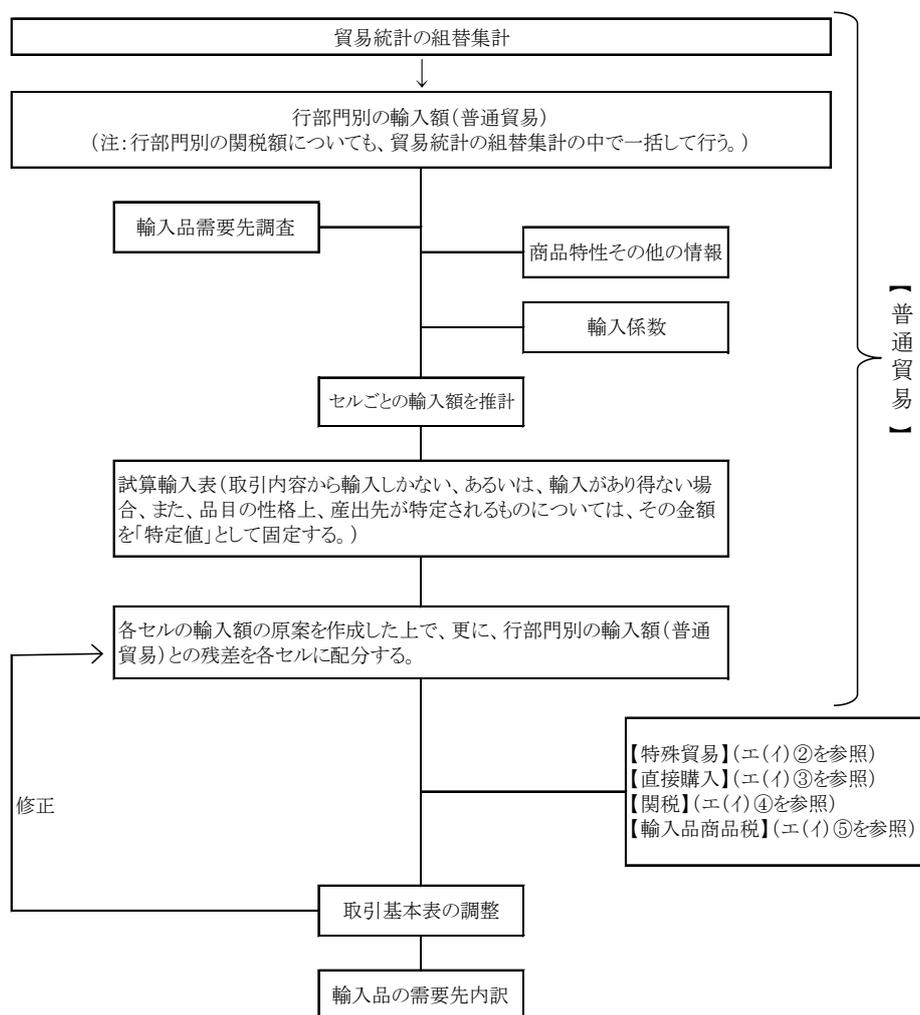
輸入品商品税については、課税対象となった輸入財の需要先部門を特定し、当該部門の取引額比率に応じて配分する。

(ウ) 輸入の金額に関する留意点

取引基本表では、輸入額を各取引額の内数として計上することから、少なくとも「取引額 \geq 輸入額」となるよう計数調整を図る必要がある²⁷。

(エ) 前記(イ)により計算した各項目の金額は、購入者価格調整の一環として計数調整を行う。

図 14 輸入品の需要先推計の流れ



²⁷ 輸入のうち、「(控除) 輸入 (直接購入)」は、居住者家計による海外市場での財・サービスの直接取引 (例えば、海外旅行での土産品の購入) であり、概念上、家計消費支出の内数である「輸入額」の一部である。したがって、「(家計消費支出の取引額) \geq (内数である輸入額) \geq (対応する項目の輸入 (直接購入) の絶対値)」という関係にもあることに留意しなければならない。

(11) 計数調整作業（その4：その他留意事項）

ア 「分類不明」による調整

(ア) 各部門の分類不明の調整

「分類不明」は、他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動を範囲とするほか、推計上の誤差の集積部分としての役割もあるが、各行・列部門ともに、分類不明の金額をできるだけ小さく抑えるよう計数調整を行う。

平成27年表では、各部門の分類不明を国内生産額の2パーセント未満にすることに加え、当該部門中における最大値のセルにならないことを目標に調整した。令和2年表においても同様の目標の下、調整する。

(イ) 二面等価の調整

取引基本表では、最終需要部門計と粗付加価値部門計の金額が一致（すなわち「二面等価」が成立）しなければならないが、国民経済計算のように「統計上の不突合」を調整する分類項目がないため、全体的な誤差は「分類不明」によって調整する。

具体的には、〔行〕「分類不明」の合計額を「分類不明」の国内生産額とし、〔列〕「分類不明」の合計額と〔行〕「分類不明」の国内生産額との差額を、〔行〕「営業余剰」と〔列〕「分類不明」の交点で調整することにより、全体の二面等価を成立させる。

イ 取引基本表と各種付帯表との計数調整

取引基本表の取引額が、別途作成する各種の付帯表の計数と密接な関係を有する場合がある。このような付帯表の計数については、取引基本表の計数調整段階（又は投入額・産出額の推計段階）において、ある程度の調整を図っておかないと、取引基本表の金額が確定してしまった後では、計数調整が困難となる場合がある。

取引基本表との計数調整が事前に必要なものとして、次のようなものが挙げられる。

(ア) 自家輸送マトリックス

自家輸送マトリックスは、各産業が自家輸送活動のために、どのような財・サービスを投入したのかに係る内訳を明らかにするものである。投入額を推計する立場からは、自家輸送に関する金額を個別に推計することが難しい場合が多いため、自家輸送マトリックスで明らかにされる列部門別の自家輸送取引合計額（**図 15②**の a、b 及び c に相当）を、各列部門が投入する形で推計することが効率的であり、かつ、一定の合理性があると考えられる。こうしたことから、生産者価格調整の初期段階で、自家輸送マトリックスと各列部門の自家輸送の投入額とを調整する必要がある。取引基本表と自家輸送マトリックスとの関係については、**図 15**を参照。

図 15 取引基本表と自家輸送マトリックスとの関係

①取引基本表(自家輸送部門あり)

	A	B	C	自家輸送	CT
...					
ガソリン	T11	T12	T13	L	
タイヤ	T21	T22	T23	M	
自家輸送	a	b	c	0	自家輸送CT
自動車整備	T41	T42	T43	N	
...					
CT				自家輸送CT	

②自家輸送マトリックス

	A	B	C	CT
ガソリン	J11	J12	J13	L
タイヤ	J21	J22	J23	M
自動車整備	J41	J42	J43	N
合計	a	b	c	自家輸送CT

a、b、cを早期に調整しないと、自家輸送CTも決まらず、L、M、Nの調整もできない。

③取引基本表(自家輸送部門なし)

	A	B	C	CT
...				
ガソリン	T11+J11	T12+J12	T13+J13	
タイヤ	T21+J21	T22+J22	T23+J23	
自動車整備	T41+J41	T42+J42	T43+J43	
...				
CT				

(イ) 固定資本マトリックス

固定資本マトリックスは、「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」の列部門として計上された資本財が、公的、民間の投資主体別にどの産業部門（「資本形成部門」という。）で資本形成されたのかを明らかにするものである。「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」の列部門の金額は、いわば固定資本マトリックスのコントロール・トータルズに当たる。

このため、取引基本表の金額を確定させるまでに、公的、民間の各列部門の各金額と、固定資本マトリックスの公的の資本財別合計値、民間の資本財別合計値との調整を図っておく必要がある。

6 各種係数表等の作成

取引基本表の作成を受けて、最終的なSUTを作成するとともに、各種分析において必要となる投入係数表や逆行列係数表などの係数表等を作成する。

(1) 公表用取引基本表及び公表用の供給表・使用表の作成

令和2年表は、前記（脚注2）のとおり公表時に列基本分類よりも詳細な行部門の一部は統合する。このため、推計作業で用いた作業用行分類を公表用に統合する。

また、取引基本表の推計にあわせて、作成過程で推計した供給表とサービス分野の使用表について、最終的な調整の作業を行う。具体的には、供給表については取引基本表の国内生産額と整合性をあわせるための調整を行うとともに、使用表については、取引基本表から技術仮定を用いた推計と当初のサービス分野の使用表の計数の調整を行う。最後に、公表部門に集約して公表する。なお、令和2年表は、サービス分野のみのSUT体系移行であることから、取引基本表と異なりこれらは基幹統計の対象にならない。

(2) 各種係数表等の作成

産業連関表の作成の過程では、基本分類による取引基本表のほかに、統合分類による取引基本表を作成し、各種分析において必要となる投入係数表や逆行列係数表などの係数表が計算される。令和2年表の係数表は、集約された統合分類の表のみ産業連関表に習熟されていない者向けを想定して公表する。

(3) 屑・副産物発生及び投入額

ア 屑・副産物の概念

(ア) 屑・副産物の範囲

一般的に生産活動を行う際に、ある一つの財の生産に当たって、生産技術上、目的とした財のほかに別の財が一定量だけ生産される場合がある。その財を主たる生産物として生産する部門が他にある場合にはこれを「副産物」といい、ない場合には「屑」という。屑・副産物は、残存価格を残している有価財と、ゴミとして廃棄・焼却される無価財（あるいは、処理経費がかかる「負価財」）に分けられる。対象とするものは統計資料等により把握可能な有価財である。

(イ) 取引基本表における屑・副産物の計上方法

産業連関表は、アクティビティ・ベースの分類により作成しており、原則として一つの部門には一つの生産物に対応させている。そのため、屑・副産物については特殊な取扱いが必要となる。屑・副産物の取扱いに関してはいくつか方式があり、我が国では原則として「マイナス投入方式」（ストーン方式）を採用している。「マイナス投入方式」による従来の取引基本表の表章方法では、屑・副産物の発生額が発生部門（列）と競合部門（行）（競合部門とは当該屑・副産物が含まれる部門をいう。）との交点にマイナス値で、投入額が需要部門（列）と競合部門（行）との交点にプラス値で計上され、相殺されてゼロになる。

平成12年表では、「再生資源回収・加工処理」部門を新設し、マイナス投入方式を踏襲するものの、発生した屑・副産物（マイナス計上）は全て同部門へ産出（プ

ラス計上)され、同部門を迂回して各投入部門へ産出されることになった。なお、屑・副産物に関する輸出入は、輸入係数の安定性及び分析の整合性を確保することから「再生資源回収・加工処理」部門で一括計上することとした(図 16①を参照)。しかし、この表章方法では、全ての屑・副産物が「再生資源回収・加工処理」部門という単一部門から産出されることになり、具体的な財の特定やその投入額を把握することができないといった問題が生じた。

平成17年表以降では、「再生資源回収・加工処理」部門は、屑・副産物の投入は行わず経費のみ計上することとし、屑・副産物の発生及び投入は、平成7年表以前と同様にマイナス投入方式を採用した。その結果、屑・副産物の種類別にその発生部門、発生額、投入部門、投入額、それらに係る経費等が、取引基本表にそれぞれ別々に計上される(図 16②を参照)。

イ 屑・副産物の推計の概要

屑・副産物に関しては、取引基本表を作成する際に、分類コードの末尾に、それぞれ次のような特殊符号を付すことにより、他の取引と区別できるようになっている。

特殊符号	特殊符号の内容
2	屑 投 入
3	屑 発 生
4	副産物投入
5	副産物発生

実際に、どの列部門が、どのような屑・副産物を発生させ、又は投入しているのかの推計は、次のとおり行う。

- ① 屑・副産物の消費量を各種生産動態統計年報等から求めて金額換算する。発生額は、生産技術構造から明確な列部門に対応させて推計している。
- ② 屑のうち鉄屑及び非鉄金属屑については、鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計年報等により、各列部門別消費量を把握する。発生額については、経済センサス-活動調査の屑出荷額や各産業部門における鉄材等の投入額などを参考に、部門別の発生額を推計する。
- ③ 古紙は、紙・印刷・プラスチック・ゴム製品統計年報等により、消費量から消費額を推計する。

図 16 取引基本表と屑・副産物発生及び投入表との関係

①生産者価格評価表（ひな型）（平成12年表）

	A	B	C	D	再生資源	最終需要	輸入	国内生産額
A		65	5	...	5 (5)	25 (△5)		100 (0)
B	45	20	△10 (△30)	50	35 (35)	60 (△5)		200 (0)
C	...	40	10 (0)
D	18 (△5)	30	5 (5)
再生資源	18 (15)	18 (15)	...	34 (20)	△5 (△5)	65 (45)
粗付加価値	19	27	10			
国内生産額	100	200	65			

(注1) 「再生資源」は「再生資源回収・加工処理」部門を表す(②の表についても同じ)。

(注2) ()内は、マイナス値(△で表示)は屑・副産物の発生額、プラス値は回収・加工経費が付加される前の投入額(いずれも内数)。

(注3) 発生した屑・副産物は、「再生資源」を経由して、各部門に投入される。

②生産者価格評価表（ひな型）（平成17年表以降）

	A	B	C	D	再生資源	最終需要	輸入	国内生産額
A		70 (5)	5		0	25 (△5)		100 (0)
B	60 (15)	20	△10 (△30)	70 (20)	0	60 (△5)		200 (0)
C	...	40	10
D	18 (△5)	40 (10)	0	...	△5 (△5)	...
再生資源	3	3	...	14		20
粗付加価値	19	27	10			
国内生産額	100	200	20			

(注1) 発生した屑・副産物は、「再生資源」を経由せず直接投入される。

(注2) 「再生資源」には、回収・加工経費のみ計上される。

(4) 部門別品目別国内生産額表の作成

10桁品目別の国内生産額や物量、単価などが示される部門別品目別国内生産額表も取引基本表に併せて公表する。

7 各種付帯表の作成

取引基本表の作成と並行して、各種付帯表を作成する。

(1) 概要

取引基本表に関連する付帯情報として各種付帯表を作成する。令和2年表において作成するSUT以外の付帯表は、次のとおりである。

- ① 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）
- ② 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）
- ③ 固定資本マトリックス
- ④ 自家輸送マトリックス

なお、令和2年表では、物量表及び屑・副産物表に代わり、代替となる情報を作成・公表する。

(2) 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）及び雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）

ア 雇用表及び雇用マトリックスの概要

① 雇用表（生産活動部門別従業者内訳表）

雇用表とは、取引基本表の雇用者所得推計の基礎となった有給役員及び雇用者数並びに個人業主及び家族従業者数を取引基本表の列部門ごとに年平均で示したものである。

雇用表の表側の部門は、取引基本表の列部門であり、雇用者所得への投入が存在する内生部門を抽出して表示している。表頭は、従業者の従業上の地位別内訳であり、これに参考として、1人当たり有給役員・雇用者の雇用者所得及び1人当たり常用雇用者賃金額を掲載している。

② 雇用マトリックス（生産活動部門別職業別雇用者数表）

雇用マトリックスは、雇用表に掲げられた統合中分類別の雇用者（有給役員を含む。）について、これをさらに職業別に示し、「職業」という観点からアクティビティを特徴付けるものである。雇用マトリックスからは、統合中分類別、職業別の雇用者数を整合的に読み取ることができる。

イ 雇用表及び雇用マトリックスの作成作業

雇用表及び雇用マトリックスの作成作業は、第一次推計を厚生労働省が担当し、それを列部門担当各府省庁との間で調整するという方法により進める。作成の手順は、以下のとおりである。

- ① 国勢調査、就業構造基本調査、経済センサス（基礎調査及び活動調査）及び労働力調査を用いて、産業分類ベース（必ずしもアクティビティとは一致しない。）の従業者数を推計する。これで雇用表の従業者総数を把握する。
- ② 毎月勤労統計調査、賃金構造基本調査等を用いて、産業分類ベースで賃金単価を推計する。
- ③ 産業別の雇用者所得を、従業者数（①）に賃金単価（②）を乗じて算出する。

- ④ 算出した雇用者所得を積み上げて、雇用者所得の国内生産額とする。
- ⑤ 産業分類ベースの雇用者所得、従業者数を基本分類ベースに組み替える（雇用表の第一次推計値の算出）。
- ⑥ 列部門担当府省庁との計数調整の過程で、雇用者所得及び雇用表を調整する。
- ⑦ 算出した産業別従業者数と国勢調査の産業×職業クロス表から、産業別、職業別雇用者数を推計する。
- ⑧ 国勢調査の産業×職業クロス表を、アクティビティ×職業クロス表に変換する。
- ⑨ 雇用者所得、雇用表との整合性、列部門担当府省庁との職業とアクティビティの整合性等を検証し、計数の調整を行う。
- ⑩ 雇用表、雇用マトリックスの最終的な計数を確定させる。

(3) 固定資本マトリックス

ア 固定資本マトリックスの概要

固定資本マトリックスは、投資主体（公的・民間）別に、どの列部門（「資本形成部門」という。）が、どのような資本財を、どれだけ購入（資本形成）したのかを明らかにするものである。

取引基本表においては、固定資本形成の取扱いに関して、最終需要部門の「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」として、資本財別の総額を計上しているだけであり、どの部門でどれだけの資本形成が行われたかは示していない。固定資本マトリックスは、「国内総固定資本形成（公的）」及び「国内総固定資本形成（民間）」に計上されている資本財別の総額を資本形成部門別に展開してマトリックス形式にしたものである。

イ 固定資本マトリックスの作成方法

固定資本マトリックスは、公的及び民間のそれぞれの固定資産について、国民経済計算のストック統計との整合性を図りつつ資本財販売先調査、経済センサス-活動調査、建築着工統計調査及び細品目の国内生産額などの資料に基づき、固定資本関係の部門を担当する内閣府の主導の下、各資本財の担当府省庁と資本形成部門（列部門）担当府省庁と連携して、資本財ごとに産出先（資本形成部門）の内訳を推計し調整するという方法により進める。

(4) 自家輸送マトリックス

ア 自家輸送マトリックスの概要

自家輸送マトリックスは、自家活動を表章する仮設部門である「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」について、当該自家輸送活動に要した財・サービスの内訳を取引基本表の産業（列部門）ごとに示した表である。

取引基本表において、各列部門が自家輸送活動を行うために投入した、燃料、損害保険、自動車修理等の額は、それぞれの列部門と財・サービスの行の交点に直接計上するのではなく、旅客・貨物それぞれの自家輸送活動に要した費用の合計を一括して「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」を投入したものとして

計上することとなる。このため、取引基本表からは、列部門ごとに自家輸送活動に要した経費の内訳を読み取ることができない。

自家輸送マトリックスは、これを補う付帯表として作成されるもので、列部門ごとの自家輸送活動に要した財・サービスの投入構造と、自家輸送に要した財・サービスそれぞれの各列部門への産出の状況が明らかになる。

なお、自家輸送部門は仮設部門のため、付加価値は計上されない。

イ 自家輸送マトリックスの作成手順の概要

(ア) 自家輸送部門の投入額推計

自家輸送部門の投入額推計は、各列部門に投入された財・サービスのうち、旅客又は貨物の自家輸送に要した燃料や自動車修理等の経費を自動車燃料消費量統計や自動車分解整備業実態調査結果等から推計し、これらの積み上げから、「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」部門の投入額を推計している。その後、計数調整会議において他の部門との調整後、金額を決定する。

(イ) 自家輸送部門の産出額推計

自家輸送部門の産出額推計は、投入額推計と並行して、「自家輸送（旅客自動車）」及び「自家輸送（貨物自動車）」の両部門について、経済センサス - 活動調査の組替集計結果から得られる産業別の自家用自動車の保有台数のデータ等を用いて、産業（列部門）ごとの産出額を推計する。その後、計数調整会議において他の部門との調整後、金額を決定する。

(ウ) 自家輸送マトリックス購入者価格推計

- ① 平成27年自家輸送マトリックスを令和2年表の部門分類（コード統合・分割）に合わせた組替集計を行う。
- ② 平成27年投入表における購入者価格シェア（購入者価格／国内生産額）を令和2年投入表における同シェアで除し比率を求め、これに、平成27年自家輸送マトリックスにおける購入者価格シェア（購入者価格／国内生産額）を乗じ、令和2年自家輸送マトリックスにおける同シェアにあたる暫定投入係数を推計する。
- ③ 前記②で算出した暫定投入係数に、各列部門が自家輸送部門へ投入した国内生産額を乗じ、令和2年自家輸送マトリックスにおける購入者価格を推計する。

(エ) 自家輸送マトリックス運賃・マージン推計

運賃・マージンは、令和2年の取引基本表における自家輸送投入表の構成比により配分する。

例えば、令和2年自家輸送マトリックスにおける、獣医業（列部門）からガソリン（行部門）への投入額に含まれる卸売マージンを推計する場合、令和2年取引基本表の自家輸送（列部門）における卸売等の金額を当該部門の国内生産額（購入者価格ベース）で除して算出された比率に、令和2年自家輸送マトリックスの獣医業（列部門）の国内生産額（購入者価格ベース）を乗じて推計する。

(オ) 自家輸送マトリックス残差調整

令和2年取引基本表における自家輸送（産出表）の「列部門が自家輸送活動に要した費用の合計」が、令和2年自家輸送マトリックスにおける「列部門の自家輸送マトリックスの合計」と一致するよう残差調整を行う。本調整は、国土交通省（運輸）が行い、必要に応じて関係省庁との協議を経て、合計金額を決定する。

(カ) 自家輸送マトリックス輸入額推計

令和2年自家輸送マトリックスにおける各行部門の輸入額は、列部門が何であるかにかかわらず輸入比率（取引基本表における自家輸送（列部門）それぞれのセルに対する輸入額の割合）が一定とした推計を行う。

8 推計結果の公表

取引基本表や各種付帯表を公表する。

(1) 概要

公表は原則インターネットによるものとする。なお、統計表については、分析がしやすいエクセル形式で公表するが、一部の統計表については、特定の情報を抽出できるなど編集がしやすいDB形式で公表する。また、計算により導出可能な表のうち一部の「逆行列係数表」等を廃止する。ただし、ひな形（13部門）分類表等は、産業連関表の学習向けで利用されることが想定されるため、「取引基本表」から導出できるように各セルに計算式を埋め込んだ計算シートを公表する。

令和2年表では、接続産業連関表の公表とあわせ、必要に応じ、公表済みの取引基本表の計数を一部見直し、基本表の改訂版を公表する。

なお、平成27年表では、印刷物について総合解説編、計数編(1)～計数編(4)の5分冊の構成とし、令和2年1月に刊行した。他に、英文の報告書を「2015 Input-Output Tables for Japan」として、令和2年2月にインターネットにより公表した。

(2) 統計の利用上の注意等

産業連関表の計数には、推計基礎資料の誤差があり、一定の前提に基づく推計を行っていることから推計上の誤差もある。また、作業期間が限られていることから、入手資料の期限や作業の限界がある（なお、接続表公表時に必要に応じて計数を改訂）。

さらに、今回は、SUT体系移行に伴う推計見直しやコロナウイルス感染症による影響といった事情もある。

このことから、こういった利用上の注意について明らかにしていくとともに、精度に配慮した「丸め」の見直し（100万円から10億円単位（小数第1位（1億円相当）まで）を行った。